

福井市監査告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、福井市長から令和元年度包括外部監査の結果に基づく改善措置の通知があったので、同項の規定により別紙のとおり公表する。

令和3年1月22日

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	滝	波	秀	樹
福井市監査委員	今	村	辰	和
福井市監査委員	下	畑	健	二

令和元年度 包括外部監査にかかる措置報告

監査テーマ「指定管理者制度による公の施設の管理運営に関する財務事務の執行等について」

【総論】指定管理者制度全般について

総務部総合政策課

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
16	公の施設を指定管理とすべきか否かの検討状況	指定管理者制度事務処理マニュアルにおいて、指定管理者制度導入の検討時期について随時検討を実施することとされているが、定期的な検討を実施することとはなっていない。そのため、施設の状況の変化に対応した検討が実施されるかどうかは、各所管課の自主性にまかされている。公の施設を指定管理とすべきか否かについて、定期的な検討を実施することの制度化を提案する。例えば、指定管理者制度導入の検討時期について、3年に一度というように時期を明確にすることが考えられる。また、検討結果については事後的に検証できるよう文書として保存しておく必要がある。	令和2年3月に「施設マネジメントアクションプラン」を策定した。本プランでは、個々の施設の方向性を設定するにあたり、PPP手法（指定管理者制度を含む）の導入可能性についても判定基準の一つとしている。このプランは、各期（5年）ごとに段階的に策定する予定であり、これに合わせ、導入検討を行っていく。
19	指定管理者へのインセンティブ	施設により様々な形でインセンティブの付与は考慮されているが、指定管理者の指定管理事業における収支が赤字となっている事業に対する指定管理料の見直しを行うなど、引き続き、適切なインセンティブ付与をしていくことが望ましい。インセンティブとして利用料金制度など経済的なものだけでなく、「指定管理者の業績の適切な評価」や「指定管理者の意見・提案の受入れ」など、指定管理者が積極的に福井市の政策目的に合致する活動ができる環境を整えることが必要である。「指定管理者の意見・提案の受入れ」について、定期的に指定管理者からの意見に対して福井市としての対応を回答する制度の導入を検討すべきである。	指定管理料については、更新時に実績等を考慮し積算しており、「指定管理者の業績の適切な評価」については、所属モニタリングや第三者モニタリングにおいて行っている。今後も適切なインセンティブが付与されるよう、実施していく。指定管理者の意見・提案の受入れについて、年2回所属モニタリングを実施し、指定管理者の意見・提案等を聞いているが、意見や提案は、施設の課題解決や市民サービスの向上を図るため重要なものであることから、適宜指定管理者と協議を行い、積極的に検討するよう、各所管課に対して周知した。
20	要求基準の設定と成果目標	福井市では指定管理者の導入施設について、すべて要求基準が設定されているものの、要求基準の視点が、指定管理を導入したことによる成果を表現する指標と、指定管理者が実施している活動内容の指標とが混在している状況であった。要求基準の設定にあたっては、①活動指標（指定管理者が目的を達成するために実施すべき活動内容に視点をおいた指標）と②成果指標（指定管理者が適切な管理運営を実施したことにより達成すべき指標）とを明確に区分して、それぞれ設定することが望ましい。	包括外部監査での意見に基づき、「成果指標」と「活動指標」の定義を定め、「成果指標」を用いた要求基準を必ず設定することとし、所管課に周知した。なお、「活動指標」を用いた要求基準については、必要に応じて設定することとした。
24	指定期間	福井市では最大指定期間が5年となっており、全国的にはまれであるが5年超の指定期間を設けている事例もある。今回包括外部監査で検討した施設について、5年超とすべきとまで言える施設はなかったが、原則が5年なので5年としている施設が多いように感じた。指定管理者の意見としては5年でちょうど良いという見解と、もう少し長くてもよいという見解があり、短い方がよいという意見は聞いた限りではなかった。今後の状況によっては民間ノウハウをより効果的に活用するために指定期間を5年超とすることが必要となる可能性がある。引き続き指定期間について十分に検討する必要がある。	指定期間について、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて検討していく。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
28 29	修繕費の負担	<p>現在の修繕費の運用の場合、以下のような問題が生ずる可能性がある。</p> <p>(1) 修繕費の使い切り 指定管理者が指定管理料の精算による返還を求められるリスクを回避するために、不要な修繕まで実施し、使い切ることが想定される。</p> <p>(2) 修繕費の精算の不明瞭化 福井市として修繕費の上限額の取扱いに対する協定書の記載が指定管理施設によって異なっている。また、協定書の記載方法を統一する必要がある。</p> <p>(3) 修繕費かどうかの判断 修繕費という用語については、協定書等で定義されておらず、一般的な会計慣行により各指定管理者が処理することが想定される。なお、福井市では、「地方公共団体 歳入歳出科目解説」(ぎょうせい出版)や、会計事務の手引きの第5章費目別書類確認一覧表(内部資料)を参考としているものの、あくまでも参考であり、明確なものではない。この場合、備品の買い替えも修繕費として処理してよいのか、どこまでを修繕とするかが問題となる。</p> <p>以上より、公の施設の管理運営における修繕費の定義を明確化するとともに、指定管理者と修繕費の理解を共有することが必要である。さらに、現状、協定書の記載どおり運用がされていない施設が複数確認されていることから、協定書の記載方法の見直しを検討すべきである。なお、修繕費を別枠とすること自体は施設の適切な管理には良い効果を生んでいることが確認できた。</p>	<p>修繕費の上限額について、指定管理者が負担する一件あたりの上限額と年間上限額を示し、上限額を超えた修繕については市が修繕を行うことを原則としている。指定管理者の選定に合わせ、協定書の記載内容を統一していく。</p> <p>修繕費の定義について、協定書に規定するとともに、備品の買い替えは修繕費にあたらないことを所管課に周知した。</p> <p>協定書や仕様書の記載内容について、実情を踏まえて仕様書の記載内容の見直しを行うとともに、所管所属に周知し、適正な運用を行うよう指導した。</p>
31	事業報告書等の提出、受付	<p>(1) 事業計画書 事業計画書についての報告期限が前年の10月末期限となっているが、実務的に困難な場合があり、必要に応じて期限の延長が必要である。なお、平成30年度以降の指定管理業務仕様書より、「前年度の年度末」へ変更が図られており、既に対応されている。</p> <p>(2) 報告内容の合理化 指定管理者には原則として事業報告書(年次、上半期)、業務報告書(月次、四半期)の報告が義務付けられている。管理上必要な報告を作成、提出させることは当然必要であるが、指定管理者にとって過度な負担とならないような配慮も必要である。実際に協定書に定められている報告期限等について守られていない施設が確認された。</p> <p>管理上問題がない範囲で、上半期報告と第2四半期報告を統合して一本化するなど提出すべき報告書を整理することが望ましい。</p> <p>(3) 利用者満足度調査 利用に関する満足度調査について、指定管理者によってさまざまなレベル感があり、単純にアンケートを一覧化しているだけ、集計しているだけというようなものから、当該調査の結果を分析までしているところまで様々である。当該利用者満足度調査の結果については、市民サービスの向上が図られていることを確認する重要な情報となるため、アンケートを集計するだけでなく、指定管理者自身で分析等をしたものを要求すべきである。</p>	<p>指定管理者からの報告書を見直し、上半期事業報告書と第2四半期業務報告書を、年次報告書と第4四半期業務報告書を統合して、整理を行った。</p> <p>満足度調査について、市への報告は、指定管理者自ら満足度調査の結果を分析した上で行うこととし、仕様書の見直しを行った。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
32	利用料金の設定	<p>(1) 利用料金の見直し 指定管理者制度が導入された時点で検討された利用料金がそのまま長年使用されている場合がほとんどである。指定管理期間毎に、見直し検討を実施する必要がある。</p> <p>(2) 指定管理者による利用料金の柔軟な変更 利用料金については、ほぼ条例で定められた上限値となっている。施設の種別にもよるが、条例で定める上限を引き上げ、その範囲内で指定管理者が柔軟に利用料金を設定できるようにすることを検討すべきである。</p>	<p>利用料金については、これまでも各施設において、必要に応じて見直しを行っているが、指定管理者の更新時において、利用料金上限額の見直し等、条例改正も含めて検討するよう「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定し、所管課に周知した。今後も必要に応じて見直しを行っていく。</p>
33	施設の所管課について	<p>宿泊施設、キャンプ場、温泉施設について、集客を主目的として考えること、そして、福井市としての管理運営の効率化を図るのであれば、観光を担当するおもてなし観光推進課を所管課とすることが望ましい。</p>	<p>施設マネジメントアクションプランでの方向性に基づき、施設のあり方の検討を行っていく。施設の所管課については、その結果を踏まえ、施設所管課に検討を促していく。</p>
34	再委託先の管理について	<p>福井市が委託契約を締結する場合には「個人情報保護への対応」や「反社会的勢力ではないことの確認」などを実施している。指定管理者が公の施設を管理するために委託先を選定する場合には、福井市が実施している手続と同程度の対応を求めるべきである。</p>	<p>指定管理者が再委託を行おうとする場合、委託しようとする者から暴力団等反社会的勢力ではないことの誓約書を徴することとし、仕様書の見直しを行った。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
42	労働時間管理の状況について	36協定の締結は時間外労働及び休日労働を適正なものとするを目的として従業員に残業をさせる全ての事業者が届出を行う必要があり、労働基準法に基づくものである。指定管理者による適正な施設の運営を行うためには36協定を締結し、所轄労働基準監督署長へ届出を行うべきである。	従業員と事業者（まちづくり福井㈱）との間で、36協定を締結し、労働基準監督署へ届出を行った。
42	仕様書に定める研修の受講について	指定管理者における業務従事者の資質向上の観点から、仕様書に記載のある研修を網羅的に受講し、管理すべきであると考え。一方で、多くの指定管理施設における仕様書では、受講すべき研修を本業務に必要な専門知識、接遇、経理事務、緊急時の対応といった統一的内容で記載されており、各施設に応じた研修が明示されていない。指定管理の業務従事者は施設運営にとっての重要な要素となりうる。各施設の設置目的に鑑み、それぞれに適する教育方針を定め、受講すべき研修を検討すべきである。	仕様書に記載のある研修（本業務の実施に必要な専門知識、接遇、経理事務、緊急時の対応）のうち、緊急時の対応については、指定管理者が職員に対して研修を実施し、その他については、担当職員が外部の研修を受講した。研修を実施、受講する毎に、市に報告書を提出し、受講記録を管理するよう改善した。また、次期の指定管理者選定の際には、当施設の管理運営上、受講すべき研修を仕様書に記載することを検討する。
42	指定管理者の事業報告について	指定管理者の事業報告は仕様書によって要請される記載事項は当然に記載されている上で、各事業年度で行った取り組みやその結果も精緻な報告となっていた。また、利用者の属性、利用状況を階層化して分析するとともに利用者からのアンケート結果を事業報告に反映させ、将来の展望や意見を盛り込んだ有用なものとなっている。各事業報告は過去の実績を報告するためのもののみならず、対象となる施設の方向性を判断する重要な資料である。他の指定管理者においても当事業報告を参照した上で充実した報告書が作成されることが望まれる。	事業報告書に記載すべき事項については、指定管理者と協議を行い、提出を受けている。今後も充実した報告書となるよう、利用者のアンケート結果の分析や、それを反映した将来展望や意見等について、引き続き記載するよう求めていくとともに、記載事項については協議を行っていく。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
50	指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度導入前と比較し、利用者数及び利用料金は、平成28年度～平成30年度に大手駐車場及び大手第2駐車場において若干持ち直しているものの、減少傾向にある。各駐車場とも、環境の変化によるところが大きいと思われるが、指定管理者制度の導入により歯止めをかけることができたのか否か、評価は難しい。 大手駐車場と大手第2駐車場について、要求基準が納付金の額とされているが、納付金は「基本額+（収支差額-基本額）×掛け率」により算出されるものであり、直接的に運営の成果を測定するものではない。また、収支差額が基本額を下回った場合の減算はなく基本額が納付金額とされており、要求基準額=基本額であるため、達成率は100%を下回ることではない。料金収入や利用台数など、直接的に事業の成果を測定する指標を要求基準とすることが適切である。	令和3年度からの第4期指定管理期間における要求基準は、納付金の額ではなく、利用台数として、募集・選定を行った。
51	インセンティブと成果について	大手駐車場及び大手第2駐車場においては、収支差額に基づき納付金額が決定される。しかし、納付金を少なくするために支出を増やし収支差額を圧縮する動機となりかねないため、料金収入などのより客観的に測定可能な指標に基づく方式とすることが望ましい。 なお、納付金算定において一定額を超過した場合の掛け率について、応募時に指定管理者が提案した割合が使用される。この割合について特に範囲の制限はなく、自由に提案できることとされているが、少なくとも下限を設けるなど、インセンティブを確保しつつ福井市のコスト負担の軽減（収入の確保）に資する方策を検討する余地がある。	令和3年度からの第4期指定管理期間における基本額に上乘せする追加納付金の算定方式は、収支差額に基づくものではなく、料金収入に基づく方式として、募集・選定を行った。また、掛け率については下限値(30%)を設けた。
52	インセンティブと成果について	本町通り地下駐車場については、自主事業による費用負担を前提として要求基準及び指定管理料の水準が設定されており、赤字となる構造である。要求基準を、自主事業を前提としない水準の利用収入に設定することが望ましい。又は、実施することが前提とされているような自主事業については、基本仕様とし、本業の収支として考え、その費用は指定管理料で賄うような構造とすることが望ましい。 また、本町通り地下駐車場は商業施設及び商店街の近隣にあるが、稼働率が低迷している状況にあり、その利用を促進することが最大の目標であると考え。本町通り地下駐車場については、指定管理者のノウハウ、創意工夫で利用を促進することを期待し、利用増に応じた適切なインセンティブが指定管理者に付与されることが必要と考えるが、現状では利用収入増加の10%が指定管理料に加算されるのみであり、インセンティブとしては弱い。大手駐車場及び大手第2駐車場から生じる利益で本町通り地下駐車場を維持する前提となっているが、このままでは本町通り地下駐車場は低迷を続け、過大なコストを負担し続けるのみになってしまう。民間のノウハウによる利用促進を図るためにも、掛け率を大幅に増加させるなど、インセンティブを大胆に見直すべきである。	令和3年度からの第4期指定管理期間においては、本町通り地下駐車場での中心市街地パーキング支援事業及び定期券団体割引事業については本業務とし、その費用は指定管理料で賄う構造として、募集・選定を行った。また、利用料金制を導入することでインセンティブを付与し、利益が出た場合はそのまま指定管理者に帰属することとした。
53	指定管理報告について	月次報告について、福井市の受付印が押印されていない。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである。 年度事業報告において、仕様書で記載事項とされている維持管理業務の実施状況に関する記載がない。各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。	令和2年度の月次報告から受付印を押印するようにした。 令和元年度の年度事業報告から、記載事項について漏れがないように指定管理者に指導をした。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
53	休止設備に係る維持費用について	現状の本町通り地下駐車場の利用状況を踏まえると、休止中のレーンを再稼働することは困難な状況にある。近隣商業地の再開発が予定されているため改めて需要予測をする必要はあるが、状況に大幅な変化が見込まれなければレーンを廃止し、余計なコストをかけないようにすべきである。	今後の近隣再開発事業の完成や北陸新幹線福井開業後の需要変動を見極めた上、施設マネジメントアクションプラン第1期の方向性を踏まえ、再稼働あるいは廃止を検討する。
54	修繕費について	指定管理者が負担する修繕費に関して、各駐車場に対して一律に130万円という上限を設けることは適切ではない。駐車場ごとの性質や老朽化又は不具合の状況などを踏まえ、合理的な額を設定すべきである。 また、指定管理者の負担額に上限を設け、上限に満たなかった額については精算を行うこととしているが、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に行えなかったり、上限額まで使い切るために過剰な修繕を行ったり、上限額に収めるために発注先に通常ではない値引きを依頼するなど、施設の適切かつ健全な管理運営に支障を来す恐れがある。上限額や精算の取決めをなくし、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に実施できるようにすることが望ましい。	令和3年度からの第4期指定管理期間における修繕費は、駐車場毎の老朽化具合や修繕状況から、施設毎に上限額を設定した。 修繕費の上限額や精算については、これらの取決めがない場合、指定管理者が自らの利益を増やすため、必要な修繕を行わず、それによって問題が生じる可能性がある。このため、指定管理者が必要な修繕を適切に行うことに結びついていると考えている。 なお、各駐車場とも上限額を超える場合については、あらかじめ市と協議したうえで指定管理者が実施できることとした。
55 56	各駐車場の現状と今後のあり方について	大手第2駐車場については、指定管理者は黒字の運営となっているものの、福井市が負担している費用は多く、福井市としては赤字での運営となっている。当該駐車場は御屋形地区の再開発に際して賑わいの創出などを目的に市営駐車場として設置されたものであるが、ホテルを中心とした商業施設の地下駐車場であり、福井市がコストを負担して運営を続けることが適当であるのか疑問を感じる。民間への譲渡を含め、運営の方法について検討をすべきである。 本町通り地下駐車場については、福井市及び指定管理者のいずれも収支が赤字となっている。設置当時は近隣に民間駐車場が少なく繁華街の路上駐車などが問題となっており、その対策として市が設置したものであるが、近年では安価な民間のコインパーキングなども至るところにできたため、当該駐車場の利用者は大きく落ち込んでいる。今後も状況に大幅な変化が見込まれなければ、廃止することも検討すべきである。運営を継続するとしても、コスト負担の少ない自走式に全面的に転換するなど、施設の大幅な見直しが必要である。	大手第2駐車場については、商業施設との一体的な保有・運営が効率的であると考えられるため、施設マネジメントアクションプラン第1期の方向性を踏まえ、商業施設の権利者への譲渡を検討する。 本町通り地下駐車場については、今後の近隣再開発事業の完成や北陸新幹線福井開業後の需要変動を見極め、施設マネジメントアクションプラン第1期の方向性を踏まえ、廃止あるいは継続を検討する。また、自走式への転換については、収容台数が現状よりも大幅に減少してしまうことから費用対効果が低いと考えられるため、運営の継続は経費削減に努めながら、当面の間は機械式で行うことが妥当であると考ええる。
56 57	駐車場の営業時間について	「⑥各駐車場の現状と今後のあり方について」に記載の表のとおり、大手駐車場については福井市及び指定管理者のいずれも収支が黒字で運営されている。自動車での市役所来庁者が多いと想定される福井市において、当該駐車場は市民サービスとして重要であり、今後も市営として運営することが適当である。 一方で、上表のとおり、夜間及び土日祝日の利用数は著しく低い状況にある。当該駐車場については納付金方式であるため、指定管理者がコストを負担するものであるが、非効率な運営により指定管理者の収支が悪化すれば、納付金の額も減少することとなる。当該駐車場は来庁者駐車場としての役割が主であると考えれば、開庁日及び開庁時間に照準を合わせて営業することを基本仕様とし、それを超える営業は指定管理者の自主事業とすることも考えられる。利用者のニーズを再確認し、営業時間の取扱いを見直す検討が必要である。 なお、本町通り地下駐車場については営業時間が条例で固定化されており、指定管理者が営業時間について提案する余地がない。本町通り地下駐車場や大手第2駐車場についても営業時間の扱いを見直す余地がある。	大手駐車場の営業時間については、利用者のニーズに合うよう定期券の時間帯の再設定や土日祝日の利用促進を図るなどの対策を行ったうえで、現行通りとする。 令和3年度からの第4期指定管理期間における本町通り地下駐車場の営業時間については、指定管理者が提案できるように条例改正を行った。

【各論】フェニックス・プラザ(福井市民福祉会館含む)、フェニックス・プラザ自動車駐車場、
 福井市地域交流プラザ、福井市マイドーム清水、福井市農園施設マイファーム清水、
 福井市伊自良館、福井市伊自良館分館

財政部 施設活用推進課

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
61	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (フェニックス・プラザ、フェニックス・プラザ自動車駐車場)	指定管理者制度導入前より公益財団法人福井市ふれあい公社が管理を行っていたこともあり、指定管理者制度導入の成果の有無を判断することは困難である。少なくとも直近期の実績が要求基準を下回っているという現状を踏まえ、なぜ未達であったか詳細に分析を行うとともに達成するための具体的な施策を検討すべきである。	平成30年度の実績が要求水準を達成できなかった主な要因は、ホールにおけるコンサート利用の減少で、その理由は公演の予約時期が(現状の)1年前では日程調整が困難のためと結論づけた。それを踏まえ、「前年度に大ホールで文化芸術の振興を目的とした公演を10日以上主催した者が大ホールで行う公演」については、1年以上前から予約可能とした。
61	利用料金の決定について (フェニックス・プラザ、フェニックス・プラザ自動車駐車場)	フェニックスプラザは福井市を代表する施設の一つであり、福井鉄道及びえちぜん鉄道の田原町駅に隣接し、利用者にとってアクセスも至便であることから多数の市民によって利用されるべき施設である。ところが、当施設の利用料金は第1期目をピークに減少し続けており、指定管理者制度導入前年度の利用料金105,893千円と比較して直近期である平成30年度は81,989千円と22%も減少している。減少要因を詳細に分析するとともに施設の利用実績や予約実績、季節的変動、時代のニーズに応じて弾力的な料金設定を検討し、効率的な利用料金の確保を行うべきである。	設置当時に比べて、近隣に新しいホール施設が建設されたことが、利用減少の主な要因と認識している。一方、来年度から福井市文化会館が廃止となり、その代替機能を担うことになる中、文化会館を利用する団体のうち、利用料金の減免の適用を受ける文化団体及び教育団体が、同程度の負担でフェニックス・プラザを利用できるように、フェニックス・プラザの現行の利用料金における減免規定の一部見直しを行った。今後も、施設の状況に応じて、効率的な利用料金の確保を図っていく。
62	仕様書に記載の備品一覧と福井市のシステム出力台帳である備品一覧表との不整合について (フェニックス・プラザ、フェニックス・プラザ自動車駐車場)	備品の網羅的な管理を行うために、仕様書に記載の備品一覧とシステム出力台帳である備品一覧表とを整合させるとともに、取得・除却などの事由を追跡できるように管理すべきである。	仕様書については指定管理者の更新時のみ確認することになるが、備品台帳と現物の確認を定期的に行うことで、システム出力台帳との整合を図っていく。
62	施設備品の老朽化について (フェニックス・プラザ、フェニックス・プラザ自動車駐車場)	現場調査時に一部老朽化が目立つ備品が存在した。緊急を要するものは該当無かったが、利用サービスの質向上のためにも早急な修繕が望まれる。	他の備品を含め、利用サービスの質向上のため、計画的に修繕を図っていく。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
66	地域交流プラザにおける指定管理の範囲の在り方について (福井市地域交流プラザ)	施設内に複合的に事業が存在する施設においては、それぞれの所管課や管理者との間で責任区分を明確にし、利用者にとって理解しやすい形で運営されることが望まれる。	令和2年度より、運営主体を指定管理者から市の直営に変更した。今後とも、利用者目線に立ち、利用しやすい施設運営を図っていく。
66	自動販売機の設置に関して (福井市地域交流プラザ)	各施設の目的外の設備に関して取扱いが様々であり、所管課によっては却って管理コストの増大を招く懸念がある。これらの施設については管理コストを測定した上で管理方針を検討し、適切に指定管理者へ自主事業として管理を委ねることが望ましいと考える。	地域交流プラザ内の自動販売機については、市の管理管轄外エリアに設置場所が移動となったことで、目的外等の手続きの対象外となった。他施設の自動販売機の取扱いについては、取扱状況も鑑み、他所管課と総合的に検討していく。
66	ホームページにおけるリンク先の消滅について (福井市地域交流プラザ)	地域交流プラザのホームページにおいて、「平成27年度からの地域交流プラザの指定管理者の選定について」とのリンク先が存在するが、リンク先が消滅している。適切なホームページ運営、情報管理が望まれる。	地域交流プラザ内のホームページのリンク先の再設定を行った。今後とも適切なホームページ管理を行っていく。
67	指定管理者による運営について (福井市地域交流プラザ)	全体として指定管理の管理状況はかなり良好であった。備品については、個別の管理番号から品名、所在地まで適切に管理されており、定期的に所在の確認を行っている。 また、現金出納においては、利用者からの申込書及び利用料金が出納帳、日報にて適切に管理されており、日々の現金残高、日報残高、収納済一覧表との整合が図られている。特に経費支出においては、指定管理者の営業所において申請する形となっており、利用者からの利用料金から直接支払われない形となっており、入金及び出金のプロセスが完全に分別されている。	令和2年度より、運営主体を指定管理者から市の直営に変更した。運営については、これまでの良好な管理状況を維持していく。
67	和室の老朽化について (福井市地域交流プラザ)	施設の安全性に関わる修繕を要する箇所は生じていないが、適切に予算管理を行い、修繕対応を図るべきである。	他の修繕箇所を含め、利用者の安全等に支障が出ないように、計画的に修繕を図っていく。
71	所管課間の情報共有について (福井市マイドーム清水、福井市農園施設マイファーム清水)	所管課が複数となることを否定するものではないが、所管課間での適時な情報共有や各責任を明確にする観点から指定管理施設に対して複数の所管課が関与している場合には、どの所管課が窓口となり、どう情報共有するか予め定めるべきである。	当該施設は令和元年度末に廃止となっており、指定管理に対する対応等を行っていない。 ただし、廃止後は当該施設を普通財産として、施設活用推進課が管理しており、必要に応じて、マイファーム清水担当所属の農政企画課と連携し対応する。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
75	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	指定管理者制度導入の成果について 指定管理者制度を導入した結果、指定管理期間第1期目については利用者数が増加した。第1期目以降は利用者数、利用料金について増加した期はあるものの、全体として減少傾向にある。これは、当該施設が福井市の市街地から離れた上味見地区にあり、この地区における高齢化の進行や、大雨や大雪による道路の通行止めが重なり減少しているものである。 福井市として新規リピーターを増やすようにSNSやHP等でPR活動を行っているが、5年以上前より要求基準の30,000人と利用者数が数千人単位でかけ離れている。非公募方式をとっている以上は指定管理者が最大限努力し、要求基準を達成することが望ましいが、現状のペースでは指定管理者のモチベーション維持のためにも、要求基準を一度見直した方が望ましい。 要求基準は指定管理者が最大限の努力を行った結果、達成するような水準を設けるべきである。	令和元年度においては、天候に恵まれ災害がなかったことや、指定管理者の営業努力から、昨年度比で約3000人の利用者増があったものの、要求基準の達成はできなかった。次回、指定管理更新時においては、指定管理者が最大限の努力を行った結果、達成するような要求水準を設けたい。
75 76	会計帳簿の記帳方式及び指定管理者の決算書について (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	指定管理者は、単式簿記を採用していることから貸借対照表、損益計算書を作成しておらず、福井市へ提出も行っていない。収入、支出で記帳する単式簿記では貸借対照表、損益計算書の作成ができず、指定管理者となる団体の財政状態、経営成績を把握することができない。指定管理者が今後も事業を継続できるか否かを判断するためには決算書の入手が必要であり、福井市は単式簿記ではなく複式簿記を用いて決算書を作成、提出するように指導すべきである。 指定管理者は今後、会計システムを導入する予定であるが、事業年度の決算書を作成する前に、福井市は会計期間中であっても帳簿の作成状況を確認し、適時適切に指導を行うことが望ましい。	複式簿記を用いた決算書の作成を依頼し、平成29年度～令和元年度分について、指定管理者から会計事務所への業務委託により作成を行った。今後も適正に財務状況、経営成績を把握するため、引き続き決算書の作成の指導を行っていく。
76	指定管理報告について (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	平成30年度の上半期報告について、実施されていなかった。四半期報告について、平成28年度、平成29年度、平成30年度と全て実施されていなかった。 また、月次報告は実施されているが、仕様書で求められている期日が守られていない月がほとんどであった。会計システムを導入しておらず月次報告が遅れている状況であるが、上記でも述べたように、福井市は会計システム導入後、会計期間中であっても帳簿の作成状況を確認し、適時適切に指導を行い、期日を遵守するように努めるべきである。	報告書の作成については、仕様書に基づき行うよう、適宜、口頭又は文書により指導を行っていく。
76	備品台帳と現物の管理について (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	福井市が貸与している備品（I種備品）について、指定管理者が作成した備品台帳に記載があるものの、現物に福井市の備品シールが貼っていないものが存在した。また、指定管理者は定期的な現物確認の実施基準を設けていなかった。 福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、福井市が管理している備品と、指定管理者が管理している備品は明確に区別がつくように、現物に福井市の備品シールを貼り管理すべきである。	備品確認については、施設活用推進課立ち合いの元、年1回実施することとした。令和2年9月に実施した備品確認において、一致の確認ができなかった備品については、備品台帳の整理を行った。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
77	利用者満足度調査の結果報告について (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	指定管理者は仕様書で定められている利用者満足度調査の結果を報告していなかった。利用者へのサービス向上に資するため、利用者満足度調査の結果は仕様書に基づき事業報告書において報告すべきである。しかし、当該施設では利用者満足度を測るアンケートを設置するも、利用者のほとんどが高齢者であり、回答率が芳しくない現状にある。アンケート結果をもとに利用者満足度の分析や、今後の運営方針を計画するためにも、利用者にアンケートの回答を促すような施策が必要である。	アンケートの実施については、スタンプカード会員への定期便・イベント告知等にアンケートを添付し、回答した場合には特別サービスを提供するなどの施策の実施を検討したい。
77 78	施設の所管課について (福井市伊自良館、福井市伊自良館分館)	当該施設のメインの利用目的は温泉であり、一般的には観光施設として見受けられるが、所管課は観光を目的とするおもてなし観光課ではなく施設活用推進課が担当している。 当該施設は福井市の市街地から離れた上味見地区にあり、地区内の住民が温泉や交流目的で利用するのみならず、市外若しくは県外から「秘湯」目的で訪れる人が多い施設となっている。外部が運営しているホームページ上でも温泉施設として挙げており、集客を目的とする観光施設としての位置付けが強くなっている。 総論でも記載しているが、温泉施設について、集客を主目的として考えるのであれば、観光を担当する課で管理すべきであり、福井市であればおもてなし観光課となる。温泉施設をおもてなし観光課で集約すれば、他の温泉施設の利用状況や料金設定、利用者を増やすために実施しているイベントなど参考にすべき点を類似施設で共有でき、今後の運営方針を効率的に決定することができる。	当該施設の目的を温泉による集客、観光振興とした場合には、所管課はおもてなし観光推進課となる。しかしながら、当該施設の設置目的は、「市民の相互交流及び自治意識の向上を目指し、コミュニティ活動の促進を図るため」としており、現時点においては、観光集客施設ではなく、地元住民を中心に温泉を活用したコミュニティ施設であると判断している。今後においては、利用者の動向等をアンケート等の結果により分析を行い、運営方針を検討していく。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
83	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	指定管理者制度を導入した結果、すかっとランド九頭竜については導入前と比べ利用者数が増加している年度は過去にあるものの、それ以降は利用者数が全体的に減少傾向にある。すこやかドームについては導入前と比べ、利用者数は減少傾向にある。これらの結果を見ると、導入の成果があったかと言えば判断が難しい状況となっている。 要求基準は現指定管理期間（平成28年度以降）においては過去いずれも未達となっている。現指定管理者は、募集要項で市が示した要求基準を上回る前向きな提案を行ったことから選定されており、それに伴い従来の要求基準を変更した経緯がある。指定管理者が従来の水準を上回る提案を行った以上、最大限の努力を發揮し要求基準を満たすような取組みを行うべきである。	現行の指定管理期間について、レストランの改装やイベントの開催など目標達成に向けての努力は見られた。 令和2年度は、空調設備の不具合などですかっとランド九頭竜は休館、新型コロナウイルス感染症対策のためすこやかドームは夜間の営業を自粛しており、要求基準を達成することは厳しい状況である。
84	指定管理料と納付金の制度について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	当該施設は納付金制度を採用しているが、直近の収支結果は赤字となっており納付金は発生していない。収支結果が赤字となり、納付金が発生しない場合は福井市への収入が入らないことだけでなく、指定管理者にとっても指定管理業務を行うことによって働くインセンティブが低くなる結果に繋がる。収支結果が赤字となっているのは、前指定管理期間と比べ人件費が大幅に増加し（平成27年度の人件費は70,110千円であった。）、収益源を圧迫したことが主な要因である。収支結果が赤字であることによって下記⑦に記載する指定管理者負担の修繕を行うことや新たな事業の取組みに対する投資が難しくなり、利用者へのサービス低下にも繋がる恐れがある。人件費の増加に対する分析や対策を行い、新たな施設活用に伴う収益源の確保等、収支結果を黒字にする取組みを今一度見直すことが必要である。	現行の指定管理期間終了後、同様に指定管理を継続するのであれば募集時に見直すところであるが、両施設は直営とし、施設マネジメントアクションプランの方向性「方針決定」に向けて、市の直接管理の下で施設の利活用方策を検討する。
84	前指定管理者との引継ぎについて (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	指定管理者が第3期目より交代しているが、基本協定書に定められている引継書を作成していなかった。基本協定書に沿えば、第三者が確認できるよう引継書を作成し指定管理者が保管すべきである。但し、施設や業務量の膨大さ等により引継書を作成することが現実的でない実態であれば、適時適切な業務の引継ぎを新しい指定管理者に行えるように基本協定書の内容を見直すことが望ましい。	令和3年3月末をもって指定管理期間が終了することから、令和3年1月以降、指定管理者と市で引継ぎを行い、引継書を両者確認の下、作成する。
84 85	仕様書における業務報告書の記載要求事項について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	当該施設の月次の業務報告書において本業務、自主事業の収支実績が報告されていなかった。月次の報告期日は翌月10日までとなっており、支払書類が届くタイミングを考慮すると、支出の実績を期日までに報告することは現実的に厳しいものとなっている。月次の報告事項について指定管理者と協議を行い、実情に則した仕様書を作成すべきである。	月次の報告は概算で行い、確定後に円単位の収支実績データの提出を受けることとした。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
85	事業報告書の金額の記載について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム(すかっとランド九頭竜、すこやかドーム))	納付金の算出にも影響が及ぶため、正確な金額を把握するように円単位での報告を行うべきである。	月次の報告は概算で行い、確定後に円単位の収支実績データの提出を受けることとした。
85	事業報告書の期日について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	仕様書で各報告書の期日が定められているが、期日内に報告がなされていないもの、及び福井市の受領印が押されておらず、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。指定管理者からの報告を受け、福井市が迅速に対応できるように各報告書の期日は遵守すべきである。また、報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか受領印を押して管理すべきである。	各報告書の提出を受けた際に收受印を押印することとした。
85	修繕の実施状況について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	適時適切な修繕を行うことにより、利用者へのサービスの向上、利用者満足度が上昇する結果につながる。また、修繕が行われなかったことにより利用者が怪我をすれば、責任問題へと発展する恐れがある。施設の利用に関して直接影響を及ぼすような箇所は早急に修繕を行うべきである。	すかっとランド九頭竜については、休館し、市の直接管理の下で施設の利活用方策を検討することから、細部の修繕は行わないが、漏水した配管の修繕など施設維持管理のための修繕を実施した。 すこやかドームについては、指定管理者とも協議し、不具合箇所の修繕を行う。
86	備品台帳と現物の管理について (すかっとランド九頭竜、すこやかドーム)	福井市が貸与している備品（I種備品）について、現物に備品シールが貼ってあるにも関わらず備品台帳に上がっていないものや、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。	令和3年3月末をもって指定管理期間が終了することから、令和3年1月以降、指定管理者と市で行う引継ぎの中で、備品台帳と現物の突合を行い、備品台帳の整備、財産処分の手続きを行う。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
88	本社経費について (すかつとランド九頭竜、すこやかドーム)	本社経費について、概算での計上となっており、具体的な算定根拠はない。なお、納付金制度ではあるが、本社経費の影響を排除しても収支はマイナスであり納付金は発生せず、指定管理料もとっていないため、本社経費について収支報告書に計上されているものの納付金や指定管理料に影響はない。	法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。 指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。 また、収支予算書と収支実績報告書を比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。 なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。
92	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市美山楽く楽く亭)	指定管理者制度を導入して以来、利用者数はそれほど大きく増減しておらず、導入の成果があったかと言えば判断が難しい状況となっている。これは、当該施設が当初より地域に根付いた高齢者福祉施設であり、地域の利用客の固定化による地域外からの新規利用客の減少、高齢化による利用頻度の減少が原因である。 市民の福祉の向上及び充実を目指し、高齢者等の生きがい及び健康づくりのためとの当初の設置目的の観点では達成していると考えられるが、収支や一人当たりのコストの観点からは福井市施設マネジメントアクションプラン第1期(素案)にも挙げられているように施設の在り方について今後の方針を厳格に決定すべきである。	施設マネジメントアクションプランの方向性「方針決定」に向けて、今後、施設のあり方について検討する。
92	仕様書で求められている必要な点検、検査事項について (福井市美山楽く楽く亭)	当該施設において、年1回の濾過機保守点検、煤煙濃度測定の点検が仕様書にて義務付けられているが、指定管理者からの報告書では実施されたかどうかも含め、記載がなされていない。必要な点検、検査事項を遵守していないと、万が一利用客の身に危険が及べば責任問題へと発展する恐れがある。指定管理者が実際に点検、検査を行っているかどうかを確認し、行われていない場合には理由を報告書に記載すべきである。また、所属モニタリングにおいても当該確認を行うべきである。	必要な点検、検査事項について報告書への記載を指定管理者に求める。 また、所属モニタリングにおいても点検業者の報告書などの確認を再度行った。
92 93	事業報告書の期日について (福井市美山楽く楽く亭)	仕様書で各報告書の期日が定められているが、福井市の受領印が押されておらず、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか受領印を押して管理すべきである。	各報告書の提出を受けた際に収受印を押印することとした。
93	備品台帳の整備と現物の管理について (福井市美山楽く楽く亭)	福井市が貸与している備品(I種備品)について、現物が無いものや、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。	令和3年1月以降、備品台帳と現物の突合を行い、備品台帳の整備、財産処分の手続きを行う。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
97	指定管理者制度導入の成果と要求基準	<p>要求基準として、アンケート全項目で「良い」以上の評価を設定しているが、そもそも、実績としてのアンケートの回収率は2割前後（現在は、アンケートの回収方法の変更により回収率は向上している）であり、指定管理者の運営状況が目的に沿って実施されているかどうか判断するには、回収率が不足している状況である。</p> <p>本指定管理の事業から考えると、「良い」という評価を求めるよりも、むしろ、問題がなかった、すなわち、「悪い」という評価がなかったことを重視するほうが、問題なく業務が遂行されていたと判断することができると考えられる。要求基準について、「悪い評価」を基準とする方が良いというのが外部監査人の意見である。</p>	次期指定管理者に求める要求基準の一つとしていく。
97	修繕費用の負担について	<p>修繕費について、平成30年度を含む過去の年度において、超過分を福井市が負担したことはない状態である。協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直す必要がある。</p>	今年度分から協定書通り修繕費を精算する運用としていく。
98	自主事業について	<p>協定書においては、利用者の利便を妨げない範囲で施設の設置目的に即した指定管理者による自主事業を実施することができるとされている。公衆電話及び弔電サービス「わたっくす」については、いずれも利用者の利便性の向上の観点から、指定管理者が独自に実施しているサービスであることから、協定書に基づき、自主事業の収入として計上する方が適切である。</p>	今年度分から協定書に基づき自主事業の収入として決算報告書に計上するよう指導した。
98	再委託について	<p>指定管理者の経費に指定管理者内部への支出が発生する場合、利害関係者となることから、客観的な観点から問題があると考えられる。また、制度上、委託に該当しない取引が再委託として承認が実施されていたことから、再委託として承認申請が必要な業務に同一法人内の取引は含まれないことを周知徹底することが必要である。</p> <p>さらに、業務内容から、結果として指定管理者内部への委託になることも想定されるが、その場合には、福井市へ再委託の承認申請を行う際には、相見積もりの提出を求めるなど、支出内容が客観的にも問題ない数字かどうかを判断できる環境を整えることが必要である。</p>	今後、指定管理者内部に再委託を行う際は、相見積もりを提出させ、内容が問題ないものか確認した上で業務にあたるよう指導した。
98	仕様書について	<p>本指定管理施設においては、地下タンクの燃料を扱うことから、危険物取扱者 乙種 4類の資格を有していることが必要となる。本指定管理者になるにあたり、当然に必要な資格がある場合には、当該資格についても仕様書に明記しておくことが望ましい。</p>	現在、当該資格を有する職員は配置している。現在の指定管理仕様書には追加の記載を行うとともに、次期指定管理者選定にあたっての仕様書には明記する。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
99	現金預金の管理について	現金については、誤りが発生しやすいものであることから、日々担当者だけでなく、別の担当者や上長による確認を実施することが必要であり、また、当該確認を実施した結果としての証跡も残しておくことで、客観的に第三者にも管理状況を説明することが可能となる。そのため、今後は、現物と出納帳の残高を二重でチェックしていることがわかるように金種表などの証憑を作成、保存することが必要である。	担当者及び聖苑所長によるダブルチェックとするよう指導する。また発注者としては第3者モニタリング等で出納帳などの帳簿類のチェックを行っていく。
99	収支決算報告について	収支報告書を税込みにより作成する場合、経費として消費税を計上しなければ、指定管理者が負担している消費税が適切に計上されないこととなる。指定管理者から福井市が提出を受ける収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、本指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、税込み報告であれば消費税の計上が必要であるなど、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	今年度決算分から収支報告書の経費欄に申告納付した消費税額を記入し、正確な集計報告とするよう指導した。

【各論】福井市国民宿舎鷹巣荘、福井市美山森林温泉みらくる亭、
福井市越前水仙の里温泉波の華、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場、
福井市観光物産館

商工労働部 おもてなし観光推進課

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
103	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市国民宿舎鷹巣荘)	<p>指定管理者制度導入後において、利用者数は増加傾向にあり、特に、リニューアルを行った後の平成26年度以降は、客室数が減少しているものの、稼働率が高まり、効率的な運営となっている。また、サービスが向上したとの評価も多くあり、指定管理者制度を導入した成果があったものと判断できる。</p> <p>従前は赤字運営であったものの、指定管理者制度導入により黒字化したとの話もあったが、毎年度の福井市としてのコスト（総収入－総支出）を比較したような分析はなされておらず、実際にどのように収支が変化したかを把握することはできなかった。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。</p>	指定管理者導入前後のコスト比較による分析・評価を行い、今後の事務の参考とする。
104	指定管理報告について (福井市国民宿舎鷹巣荘)	<p>各報告における記載事項の一部について記載されていない、又は記載が十分ではないものがあつた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月次報告：稼働率、従業員の勤務日数等 ・四半期報告：自動販売機の売上数量 ・年度事業報告：稼働率、地域振興における具体的な取り組みの結果（地元からの仕入及び地場産品の販売など地域資源の活用、地域観光資源との連携など） <p>各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。また、仕様書に記載があるもの実際には記載が不要である事項がある場合には、仕様書を見直すべきである。なお、年度事業報告における地域振興における具体的な取り組みの結果の記載は、基本協定書において求められているものの、仕様書における各報告書の記載事項としては記載されておらず一覧性がないため、仕様書の記載事項に網羅的に記載事項を列挙することが適当である。</p> <p>なお、月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。E-メールでの提出であったため押印を省略しているとのことであるが、報告受領時には受付印を押印又は提出日がわかるメール本文などと併せて保存するようにすべきである。</p>	仕様書については、令和2年4月に民営化したため、対応予定なし。報告書については、メールにて提出したものにも受付印を押印するなど提出・受取・確認処理を行うこととした。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
105	自主事業について (福井市国民宿舎鷹巣荘)	<p>自主事業を本業務と区分し、承認手続きを経て実施を許可する目的としては、責任と費用負担の範囲を明確にし、またその内容が不適切ではないか確認することにある。過去から継続して当然のように実施している業務であっても、指定管理者と福井市の双方が責任と費用の範囲及び実施内容を改めて確認するために、所定の手続きを経て実施することが適当である。もしくは、当然のように実施する業務であれば、指定管理業務に含めることも考えられる。</p> <p>収支の状況の報告については、当該施設に関しては指定管理料の設定はなく、納付金算定においても自主事業収入をも対象としていることから、明確に収支を区分する必要性は少ないため、現状の収入のみ項目を分ける方法でも支障はない。ただし、実績としてどの内容で、どの程度の自主事業が行われたのか、福井市として把握し管理することは必要であるため、実施状況の報告として、具体的な内容と定量的な記載を求めることが必要である。もしくは、報告としては最小限にとどめ、毎年の所管課モニタリングの際に実施状況を確認するような方法も考えられる。いずれにしても、現状の仕様書で求める報告内容と実際の報告内容が異なるため、仕様書の見直し及び報告記載内容の改善が必要である。</p> <p>なお、事業計画書に記載されている自主事業に関する実施状況の報告について、自主事業を開始する際の初期投資の状況などについては記載があるが、その後の利用状況などが十分に記載されていない。毎年度の各事業の実施状況が分かるように記載を求めるべきである。</p>	令和2年4月に民営化。
105 106	本社経費について (福井市国民宿舎鷹巣荘)	<p>収支実績の報告は、事業の結果を把握するものとして重要であり、また、次の指定管理期間の収支を見込み、指定管理料又は納付金設定の際の参考とするものである。収支実績に含める支出は、当該指定管理業務を実施するために真に必要な費用に限定するべきであり、根拠が曖昧であり、利益留保的な性格の本社経費などは計上すべきではない。一方で、本社が負担している経費にも、当該事業に直接的に必要な経費であり明確な根拠をもって計上できるものもあると思われ、そういったものまで除外することは適切ではなく、本社経費又はその性質に応じた費目において計上されるべきである。福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当である。</p>	<p>法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。</p> <p>指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。</p> <p>また、収支予算書と収支実績報告書と比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。</p> <p>なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。</p>
106	施設の管理状況について (福井市国民宿舎鷹巣荘)	<p>特殊な環境にある施設・設備であり、清掃・保守をどのように実施するか、指定管理者及び福井市において、より慎重な検討をすべきであった。</p> <p>なお、平成24年からのリニューアル工事に際して、当時、どのような形で指定管理者の意見を聴取したか不明であるが、管理を行っている現場の意見は重要であり、施設の保守・改修などに際しては指定管理者の意見を十分に参考にして実施することが必要である。</p>	令和2年4月に民営化。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
110	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市美山森林温泉みらくる亭)	傾斜地にあり階段が多い構造の施設であるため、地元住民の高齢化などに伴い、日帰り入浴利用者は減少傾向にある。一方で、県外利用者が多い宿泊利用者は増加傾向にある。これは、民間ノウハウを活用したサービス向上や、利用プランの創意工夫、広告宣伝など、指定管理者の努力により施設の知名度及び評価が高まったことに起因していると思われる、制度導入による成果があったものと評価できる。 なお、指定管理者制度以前の市としてのコスト(総収入-総支出)との比較という分析はなされていない。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。	指定管理者導入前後のコスト比較による分析・評価を行い、今後の事務の参考とする。
110 111	指定管理報告などについて (福井市美山森林温泉みらくる亭)	月次報告において稼働率の記載がないなど、仕様書に定められた事項の一部が記載されていないものがあった。各報告が仕様書に従った内容となっているか十分に確認をすべきである。 月次報告、四半期報告、上半期報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。Eメールでの提出であったため押印を省略しているとのことであるが、報告受領時には受付印を押印又は提出日がわかるメール本文などと併せて保存するようにすべきである。	報告書については、メールにて提出したものにも受付印を押印するなど提出・受取・確認処理を行うこととした。
111 112	自主事業について (福井市美山森林温泉みらくる亭)	自主事業を本業務と区分し、承認手続きを経て実施を許可する目的としては、責任と費用負担の範囲を明確にし、またその内容が不適切ではないか確認することにある。過去から継続して当然のように実施している業務であっても、指定管理者と福井市の双方が責任と費用の範囲及び実施内容を改めて確認するために、所定の手続きを経て実施することが適当である。もしくは、当然のように実施する業務であれば、指定管理業務に含めることも考えられる。 収支の状況の報告については、当該施設に関しては指定管理料の設定はなく、納付金算定においても自主事業収入をも対象としていることから、明確に収支を区分する必要性は少ないため、現状の収入のみ項目を分ける方法でも支障はない。ただし、実績としてどの内容で、どの程度の自主事業が行われたのか、福井市として把握し管理することは必要であるため、実施状況の報告として、具体的な内容と定量的な記載を求めることが必要である。もしくは、報告としては最小限にとどめ、毎年の所管課モニタリングの際に実施状況を確認するような方法も考えられる。いずれにしても、現状の仕様書で求める報告内容と実際の報告内容が異なるため、仕様書の見直し及び報告記載内容の改善が必要である。 なお、事業計画書に記載されている自主事業に関する実施状況の報告について、露天風呂付き客室の利用状況など一部の自主事業については記載があるが、その他の事業については毎年の利用状況などが十分に記載されていない。各事業の実施状況が分かるように記載を求めべきである。	令和2年4月に休館し、今後民営化の予定。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
112	本社経費について (福井市美山森林温泉みらくる亭)	収支実績の報告は、事業の結果を把握するものとして重要であり、また、次の指定管理期間の収支を見込み、指定管理料又は納付金設定の際の参考とするものである。収支実績に含める支出は、当該指定管理業務を実施するために真に必要な費用に限定するべきであり、根拠が曖昧であり、利益留保的な性格の本社経費などは計上すべきではない。一方で、本社が負担している経費にも、当該事業に直接的に必要な経費であり明確な根拠をもって計上できるものもあると思われ、そういったものまで除外することは適切ではなく、本社経費又はその性質に応じた費目において計上されるべきである。福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当である。	法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。 指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。 また、収支予算書と収支実績報告書と比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。 なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。
116	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市越前水仙の里温泉波の華)	指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、成果があったといえる。これは、営業時間延長や開館日の拡大によるものであり、指定管理者の努力によるものといえてよい。 一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は横ばいもしくは減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。	利用料金収入額を要求基準として設定することについて検討していく。
116	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市越前水仙の里温泉波の華)	当該施設について、福井市施設マネジメントアクションプラン第1期(素案)において、サービス内容の見直し等により、利用を促進する方針となっている。施設の方針が利用促進である場合、福井市としての最終的な目標がどの程度であるのかについて指定管理者に明確に伝える必要がある。現在の制度で言えば要求基準がこれに該当する。しかし、現在設定されている要求基準はどちらかという達成可能な目標値であり、長期的な最終目標ではない。長期目標についても指定管理者と情報共有すべきであろう。また、利用促進を図る際、指定管理者の意見を十分に取り入れる必要があるため、その点についても指定管理者と情報の共有を図っていく必要がある。	長期的な目標を定め指定管理者と情報共有を図っていく。また、指定管理者から意見を聞き取り、利用促進に繋がる施策を検討し、目標に反映させていく。
116 117	指定管理報告について (福井市越前水仙の里温泉波の華)	月次報告について、平成30年11月分の報告が12月14日に提出されているなど、何件か報告遅れがあった。事業報告、業務報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。 福井市としての受付印が平成30年度はすべて押印されていたが、平成29年度以前は押印がないものがあった。期限を設けて報告を求めている以上、報告受領時には受付印を押印する必要がある。	協定書の内容に留意するとともに、受付印を押印し、提出・受取・確認処理を行うこととした。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等																
頁	項目	内容																	
117	本社経費について (福井市越前水仙の里温泉波の華)	<p>本社経費について、概算での計上となっており、具体的な算定根拠はなかったため、福井市において本社経費の計上ルールを明確に定めることが適当と考える。</p> <p>なお、納付金制度ではなく、次期以降の指定管理料の積算上も本社経費は含めないため、本社経費について収支報告書に計上されているものの納付金や指定管理料に影響はない。</p>	<p>法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。</p> <p>指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。</p> <p>また、収支予算書と収支実績報告書と比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。</p> <p>なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。</p>																
121	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	<p>当該施設は、リニューアル実施決定の時点で指定管理者制度を導入することが決まっていた。福井市としては、他のキャンプ場を参考にリニューアルを行ったとの事であるが、リニューアル工事の具体的な内容(仕様など)について、指定管理者候補者(公募参加予定者)に対し、意見の公募が実施できればさらに良い成果を上げていたことが予想できる。指定管理者の決定が設備投資の後になるという指定管理者制度自体の制約から難しいかもしれないが、実際に運営に関わる事業者の意見を取り入れて、工事を進めることが出来るとさらに良いと考える。</p>	<p>今後、施設の大規模な改修を行う場合、指定管理者の意見を取り入れるよう努める。</p>																
121 122	利用料金の設定について (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	<p>利用料金について、福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場のような観光宿泊施設にとっては、シーズン料金など柔軟な対応を実施する必要があるが、現状、主要な利用料金は以下のとおりほぼ上限値と一緒となっている。</p> <table border="1" data-bbox="398 1050 1173 1189"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>条例の上限(A)</th> <th>利用料金(B)</th> <th>B/A</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コテージ4名</td> <td>16,420円</td> <td>16,400円</td> <td>99.9%</td> </tr> <tr> <td>コテージ8名</td> <td>21,570円</td> <td>21,500円</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>オートサイト(AC)</td> <td>4,500円</td> <td>4,500円</td> <td>100.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>条例による上限値の設定が必ず必要ということであれば、上限値を想定される実際の利用料金(市場価格)から高めに設定し、指定管理者がある程度利用料金を柔軟に設定できるようにすべきである。</p> <p>また、当該施設において「食事つきプラン」を自主事業として行っているが、この場合の「食事」部分には上限は設定されていない。食事料金に上限を設けなくとも問題が発生していないのであれば、宿泊費についても指定管理者が柔軟に設定できるよう配慮すべきである。</p>	種類	条例の上限(A)	利用料金(B)	B/A	コテージ4名	16,420円	16,400円	99.9%	コテージ8名	21,570円	21,500円	99.7%	オートサイト(AC)	4,500円	4,500円	100.0%	<p>老朽化しているコテージなど、施設の大規模改修とあわせて利用料金の見直しを検討する。</p>
種類	条例の上限(A)	利用料金(B)	B/A																
コテージ4名	16,420円	16,400円	99.9%																
コテージ8名	21,570円	21,500円	99.7%																
オートサイト(AC)	4,500円	4,500円	100.0%																

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
122 123	インセンティブについて (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	当該指定管理契約における納付金制度は、指定管理者側からの提案であり、福井市が要求したのではないが、最大で収入の50%が納付金となる制度はかなり思い切った納付金制度であると言える。なお、現時点ではF区分となっており、指定管理者にとっては収入の増し分に対し30%の納付金増加が発生する区分となっている。 成果を求めるにはインセンティブの付与が重要である。納付金は収入や利益に応じて変動させるよりも、固定化したほうがインセンティブ上は良い。	次期指定管理者の選定の際、より成果を得られるよう納付金制度の見直しを検討する。
123	利用者満足度調査について (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	アンケートは適切にまとめられており、資料として有用である。利用者数12,657名が利用している宿泊観光施設でアンケート回収が271組はちょっと少ないし、回答の偏りも気になる。キャンプは全国的な人気が高まっているものの、利用は土日に集中し、キャンプ離れもいずれ予想される。そのような中、今後も選ばれ続けるためには利用者の声を大事にする必要がある。アンケート回答者には次回割引券を配布するなど、もう一工夫あることが望ましい。 アンケートの気になる意見として、「携帯電話の電波が入らない」、「ネット環境をお願いします」というものがあつた。我々の現地往査でも確かに携帯電話の状況が悪いことが確認できた。スマートフォンの普及により、携帯電話は単なる通話手段ではなくなっており、携帯電話の電波状況が悪いというのは改善すべき状況である。無線Wi-Fiの整備でも代替できると考えられるが、何らかの対応が必要であらう。	市及び指定管理者から各キャリア会社に対し、定期的に携帯電波改善の要望を行っており、今後も継続的に要望を行っていく。 インターネット環境については、コテージエリアを中心にWi-Fiの導入を検討する。
124	施設の修繕状況について (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	危険であることが判明している遊具については、出来る限り早く撤去する必要がある。使用禁止の張り紙はしてあるものの、勝手に遊ぶ子供や漢字が読めない子供が遊ぶことも考えられる。安全面についてはコストを惜しむべきではない。	危険であることが判明している遊具を撤去した。
124	施設の修繕状況について (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	ある程度の高さの木であれば問題ないが、それなりの高さを超えると台風の風の影響で倒木する可能性がある。実際に、過去に木が倒れてコテージの屋根が破損したこともあつた。強力な台風が接近しているときに宿泊者がいるとは考えにくいだが、安全性からも、施設の維持保全からも、危険と判断される立木については、伐採すべきである。	危険の恐れのある樹木を伐採した。 今後も危険と判断した場合は伐採する。
125	備品管理について (福井市ガラガラ山越前水仙の里キャンプ場)	リニューアル時の備品一覧表の整理ミスと考えられる。このようなことがないように、現物、仕様書の備品一覧、福井市のシステムから出力される備品一覧表の相互の照合を指定管理期間の最初に実施する必要がある。	備品の照合確認を進めている。
130	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市観光物産館)	要求基準の活動指標一覧表について、各項目はいずれも活動を示す指標である。その結果、成果指標は設定されていない。活動指標だけではなく成果指標も要求基準として設定すべきである。なお、令和元年度より売上190,000千円以上が要求基準として追加されており、成果目標の設定の追加として評価できる。	次期指定管理者の選定に向けて、成果指標を設定できないか検討していく。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
130	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市観光物産館)	要求基準が3,000ポイントのところ、初年度が8,060ポイントと大幅に上回っている。指定管理者の努力の結果であり評価すべきではあるが、達成可能な要求基準とは別に目標値があるとさらに良い。	指定管理者とも協議して過去の達成ベースも確認しながらよりよい成果が残せるように目標値を設定していく。
130	利用者満足度調査について (福井市観光物産館)	利用者満足度調査について、調査は実施しているが、集計報告が実施されていない。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果と集計し、事業報告に適切に記載する必要がある。	利用者満足度調査結果について、事業報告に適切に記載することとした。
130	修繕費について (福井市観光物産館)	修繕費の内容について、日差し除けロールスクリーンの設置など、一般的には固定資産の追加購入と考えられるものも含まれている。協定書では修繕費について詳細な記載がないため、どのような支出内容までが修繕費なのかが明確ではない。修繕費の範囲を明確化する必要がある。	修繕の定義として”「修繕」とは、備品の修繕、部品の取り換えのための費用で、維持管理、現状復旧を目的とするものを言う。”とする。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
134	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市文化会館)	平成18年度に指定管理者制度を導入しているが、導入前も導入後も公益財団法人福井市ふれあい公社が管理を行っている。指定管理者制度導入以降、若干の利用者数の増加はあるが、概ね横這いである。なお、平成28～30年度は隣接する福井市民福祉会館の解体工事などの影響により利用者数が減少している。 指定管理者制度を導入したということにはなっているものの、実態としては従前と大きな変化はなく、指定管理者制度の効果が発揮されているとは評価し難い。 ②の意見のとおり、指定管理者制度を導入した以上は、指定管理者を公募するなどにより、より効果の出る方式を検討する必要があった。 なお、指定管理者制度以前の福井市としてのコスト(総収入-総支出)との比較という分析はなされていない。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減であるため、その観点での分析・評価もなされるべきである。	福井市文化会館は30年以上に渡り、福井市ふれあい公社(前身である公共施設等管理公社も含む)が管理運営を実施してきた。 その間、公社は機器や空調設備、建物の構造等を熟知し、現在まで適切かつ安全に維持管理してきた実績があり、現指定管理者としての管理運営状況も良好であること、また、令和2年度の指定管理者の選定にあたっては、指定管理期間が1年と限られており、この期間では、指定管理者の公募を行ったとしても、安定した経営や独自の自主事業の展開が行い難いといった状況を鑑み指定方式を採用した。 将来、新文化会館が設置される際には、コスト削減に配慮しながら、適正な運営主体が施設の管理運営を担えるよう検討したい。
135	指定管理者の選定について (福井市文化会館)	指定管理者制度導入の主な目的は、競争原理や民間ノウハウの活用によるサービスの向上又はコストの削減である。単に従前より施設管理を行っているという理由で非公募により指定管理者制度導入前と同一の事業者による管理を継続していることは、指定管理者制度導入の効果を十分に得られていない結果となっているものとする。現会館の将来が不透明な現状においては、非公募での選定もやむを得ないものとするが、以前の状況においては、例え結果的に同一の事業者が選定されることとなったとしても、少なくとも公募方式による選定を検討すべきであった。 なお、「福井市文化会館整備基本計画」では新会館の運営主体について、「市の現況や国の動向、PFI方式導入の可能性などを踏まえ、新しい文化会館にふさわしい運営主体の検討を進めていきます。」としている。	将来、新文化会館を設置する際には、本市を取り巻く社会情勢・財政状況及び国の動向等を総合的に勘案し、コスト削減に配慮しながら、効果的な整備手法を導入し、新文化会館にふさわしい運営主体が施設の管理運営を担えるよう検討したい。
135	インセンティブと成果について (福井市文化会館)	指定管理者は収入の多くを指定管理料に依存することとなるが、利用料収入の増加又は支出の削減といった努力により黒字化は可能であると思われ、インセンティブは確保されているものと判断できる。 なお、当該施設は、教育関係団体(学校など)や要件を満たす文化団体が利用する場合には利用料金の全額又は半額が免除されることとなっており、実際に利用者の多くが減免利用者である。利用料の減免は指定管理者の収入につながらないため、減免利用者による利用はインセンティブに反するものである。減免利用者の利用に応じて指定管理料を増加させるなどにより指定管理者のインセンティブを確保することの検討が必要である。	文化会館の設置目的は「市民の文化及び教養の向上を図り、もって福祉の増進に寄与する」ことである。 市民の文化の向上を図るためには、教育団体や文化団体の利用料金を減免し、次世代の文化の担い手に文化に触れてもらう機会を創出することが必要だと考える。 このため、新文化会館が設置され、指定管理者制度を導入する場合には、教育・文化団体等に対する減免制度を設ける必要性は高いと考えるが、指定管理者のインセンティブが十分に確保されるよう制度設計を検討したい。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
136	指定管理報告について (福井市文化会館)	<p>四半期報告のうち第4四半期に係るものについて、仕様書では1か月以内の提出とされているところ、2か月後となる毎年5月末に提出されている。これは決算手続もあるため年度事業報告と同様のタイミングになるとのことであり、福井市側も容認しているものであるが、仕様書の内容を見直すべきであった。</p> <p>また、仕様書では年度事業報告において、稼働率、要求水準の達成状況の記載を求めているが、実際の報告書には記載がない。報告書が仕様書に従った内容となっているか確認すべきである。</p>	<p>令和2年度の指定管理における第4四半期の業務報告については、提出期限を年度事業報告書と同じ時期（終了後2か月以内）とするよう、仕様書を改めた。</p> <p>年度事業報告における稼働率、要求水準の達成状況の記載については、令和元年度の報告書から記載するよう改めた。</p>
136	本社経費について (福井市文化会館)	<p>本社事務費は、本社人件費などであり、指定管理業務に係る事務処理費用が含まれる一方で、指定管理業務に直接的に関係しない費用なども含まれる。</p> <p>指定管理業務の収支報告に計上する費用は、直接的でありその額が明確な基準をもって算出できるものに限定すべきである。</p> <p>なお、現状の指定管理料の見積りにおいては、本社事務費に関して福井市が見込額を算出し積算に含めているが、収支報告における実績額の報告がより適正なものとなれば、積算の際の参考としても有用な情報になるものと考ええる。</p>	<p>法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。</p> <p>指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。</p> <p>また、収支予算書と収支実績報告書を比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。</p> <p>なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
137	修繕費について (福井市文化会館)	<p>指定管理者の負担額に上限を設け、上限に満たなかった額については精算を行うこととしているが、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に行えなかったり、上限額まで使い切るために過剰な修繕を行ったり、上限額に収めるために発注先に通常ではない値引きを依頼するなど、施設の適切かつ健全な管理運営に支障を来す恐れがある。上限額や精算の取決めをなくし、指定管理者が必要と考える修繕を機動的に実施できるようにすることが望ましい。</p>	<p>市と指定管理者との協定の中で、施設・設備の破損への対応に係るリスク分担を定めており、指定管理者の管理上の瑕疵によるものは指定管理者が負担し、施設・設備の設計・構造上の原因による（額が大きいと想定される）ものは市が負担することとしている。それ以外のものについては、1年度300万円以内は指定管理者が負担し、300万円を超える分は市が負担することとしている。</p> <p>指定管理者が予め修繕費を有することは、突発的な事故等に対して早急に対応することが出来るため、メリットが大きいと考える。</p> <p>また、年間の修繕費が300万円に達しない場合は精算し、市に返還することとしているため、管理者が館の運用に必要な修繕を躊躇せず実施する動機付けとなっていると考える。新文化会館を設置し、指定管理者制度を導入する場合には、市と指定管理者で修繕に関するリスク負担を十分に協議し、必要なものについては積極的な予算計上を行うなど、検討したい。</p>
137 138	自主事業について (福井市文化会館)	<p>自動販売機設置は自主事業として取り扱われておらず、施設の目的外使用として福井市の承認を受け実施されている。しかし、利用者の利便性向上を目的として設置されているものであり、他の施設と同様に自主事業として取り扱うことが適当である。</p> <p>コインロッカー設置、チケット販売については、自主事業として実施されているものであるが、実施する自主事業として事業計画書に記載はなく、また、自主事業実施計画書などの提出もなく、明確な形で福井市の事前承認を受けているものではない。協定書に記載された自主事業実施に関する手続きを遵守し、実施することが必要である。また、これらの事業については、年度事業報告書及び上半期事業報告書における実施状況の報告としても記載がないため、報告の対象について再確認すべきである。</p> <p>自主事業に関する収支実績については、年度事業報告書及び四半期収支状況報告書のいずれにおいても報告がなされていない。指定管理者においては月次で自主事業収入を管理しているが、支出を区分把握することが困難であり、その按分などの事務処理が煩雑となるため報告を省略しているとのことであった。実務的に困難であれば、四半期では収入のみを、年度では収入と支出の報告を求めるような方法も考えられる。どのタイミングでどのような報告を求めるべきか、また、実務的に実施可能な方法を再検討し、仕様書を見直すことを検討すべきである。</p>	<p>令和2年度、仕様書を見直し、自主事業の収支実績の報告は、年度末の年度事業報告においてのみ行うこととした。また、年度末及び上半期の事業報告書並びに月毎の業務報告書において、自主事業の実施状況について記載するよう指導した。</p> <p>自主事業として取り扱うべき事業については、将来、新文化会館が設置される際に検討していく。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
138	自主事業について (福井市文化会館)	指定管理者が自主事業などのために会館ホールなどを利用することがあるが、その利用料は減免されている(ただし、条例で定める市長の承認は受けていない)。現状のように指定管理者が文化振興などの目的で無料のイベントを実施している範囲においては、その利用料を減免することも妥当と考える。 一方で、今後、自主事業として多額の収入が発生するようなイベントが実施されることも考えられ、そういった場合まで利用料を減免するのか、検討が必要である。利用料の減免相当分の利用料収入は指定管理料で賄われる構造となっており、自主事業ではあるものの、実態としては福井市の負担で実施されることとなる。自主事業の収入がある場合には、収入は指定管理者に帰属し、費用は福井市が負担するような構図にもなりかねない。 指定管理者が利用する場合の利用料の取扱い及び手続きについて検討すべきである。	自主事業の実施に当たっては指定管理者が市に事前協議を行うこととなっており、現状、繁忙期を避け、文化振興を目的とした無料のイベント開催などを行っている。 指定管理者に多額の収入が発生するなど、利用料金の減免が適当でないと思われる場合は、館の利用料金の取り扱いにつき協議の中で決定するなどし、対応することが可能であると考える。 将来、新文化会館が設置され、指定管理者制度を導入する場合には、指定管理者が利用する場合の利用料取扱い、手続きについて十分に検討したい。
138	駐車場の管理について (福井市文化会館)	隣接する駐車場の管理であり、文化会館の指定管理業務の一部として行うことが効率的である。	文化会館駐車場は、文化会館の閉館に併せて令和2年度末に廃止する。 将来、文化会館を設置した際に、建物と駐車場を一体的に管理した方が効率的な管理運営ができることが見込まれるのであれば、一括して業務委託するなど、効率的な管理運営ができるよう努めたい。
138 139	施設の今後について (福井市文化会館)	現会館の先行きが不透明であり、福井市も指定管理者も大きな投資をすることができず、建物が老朽化する中で最低限の修繕で、利用に支障が生じないよう対応を行っている。しかし、利用者満足度を高めるべく積極的に投資を行うようなことは難しく、また、毎年定期的にイベントを開催したいといった長期的な利用を考えている利用者の獲得も難しい状況にある。可能な限り早期に会館の方向性を定め、長期的な視点で運営を行えるようすべきである。	令和元年度に老朽化調査を行った結果、安全性の観点から令和2年度末での閉館を決定した。
143	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	本要求基準における自主事業の開催については、指定管理者の活動状況を図るものであり、指定管理業務の成果を図るものではないと言える。利用者数については指定管理者制度導入後に明らかな増加がみられ、指定管理者制度の導入の成果はあったと言って良い。	指定管理業務の成果を図る基準としては、年間利用者数を設定している。自主事業の開催については、今後も利用者数の増加に繋がる取組みを行ってもらうため、活動状況を図る基準として設定する。
143	修繕費用の負担について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直す必要がある。	意見を踏まえ、令和3年度から令和7年度における基本協定書の業務仕様書に、年間22万円を超える補修・修繕について、指定管理者が自らの負担で行うと認めた場合は、この限りでない旨を追記した。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
144	事業報告書の期日について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	福井市の収受印が押印されておらず、いつ報告書を受領したのか不明である報告書があった。指定管理業務における報告期日が遵守されていることを明確化するためや、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告期日の確認を行うためにも、福井市がいつ報告書を受領したか収受印を押して管理する必要がある。	収受印を押して管理しており、改善済である。
144	利用者満足度調査の結果について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	利用者満足度調査は実施されていたものの、アンケートの内容を日付、都道府県、性別、年代、良い点/悪い点を一覧化しているのみであり、内容の分析が実施されていなかった。利用者満足度調査の結果は、単にアンケート結果の集計だけでなく、当該集計結果から分析を行い、今後の指定管理業務の改善に有効活用していくものであることから、分析したものを報告するよう、改善する必要がある。	意見を踏まえ、内容を分析できるようアンケート項目を見直し、分析した結果の報告を受けた。また、令和3年度から令和7年度における基本協定書の業務仕様書に、アンケート集計結果の分析を行う旨を追記した。
144	指定管理者における課題について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	当該保存協会の今後について、地元の方の高齢化も進んでおり、歴史の継承等に対する対策が急務な状況である。地元の方で組織されている当該保存協会が、今後も指定管理者となることに合理性があるものの、将来も継続的に本指定管理施設を適切に運営していくためには、後継者対策も講じていくことが必要である。そのためには、城戸ノ内町の住民以外の方も本指定管理業務において採用し、OJT等により伝統を継承していくことが必要である。	指定管理業務に従事する職員10名のうち、城戸ノ内町以外の住民の採用は8名であり、ハローワークを通じて、広く求人している。今後も町内に留まらず、積極的に優秀な人材を確保し、伝統を継承していくよう保存協会に提案していく。
145	経理について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	指定管理者において経理に関する規程が策定されていなかった。協定書に規定されているとおり、指定管理者側において経理に関する規程を整備・保管しておくことが必要である。なお、経理に関する規程以外のもので、代替しても可能な場合には、協定書における記載の仕方を変えることも検討することが必要である。経費の支払いにおいて、事務担当者が一人で、銀行振込が完結できてしまう内部統制となっていた。経費の支払いにおいて、事務担当者一人で支払いが完了する環境は、内部統制的に非常にリスクが高い状態であることから、早急に複数人が関与する体制に内部統制を見直すことが必要である。	意見を踏まえ、会計規程を作成した。 経費の支払いにおいては、事務担当者2名と会長が決裁する体制に改善済である。
145	収支決算報告について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	収入に係る消費税で計上に漏れないよう指定管理者に指導し、訂正したものの報告を受け、改善済である。
146	修繕の実施状況について (福井市一乗谷朝倉氏遺跡復原町並)	本看板については、他の看板で十分代替できるものであることから、修繕をせずに放置するよりも、取り外すなどの対応を図ることが望ましい。	劣化していた看板については、撤去した。

意見の概要		内容	対応状況又は今後の方針等
頁	項目		
150	利用料金の予算の設定や未達成の原因分析について	当該施設の利用料金の予算額について、いずれの実績も未達となっている。当該施設の利用料金について、予算と実績の比較を行うと、平成28年度は予算額32,500,000円に対し25,937,770円（執行率79.8%）、平成29年度は予算額30,000,000円に対し10,929,110円（執行率36.4%）、平成30年度は予算額27,500,000円に対し9,359,995円（執行率34.0%）と年々低下している。指定管理者が設定した予算ではあるが、予算設定の際や、実績が確定した後の予算未達成の原因分析、今後の対策を指定管理者と福井市との間でより一層協議することが望ましい。	利用料金収入の実績が予算に達していないことについては、全体の入場者数に占める有料ゾーンの施設利用者数が、当初の見込みを下回ったことが原因であると考えている。利用者数の増加については、市と指定管理者との間で随時協議している。 また、次期選定では、実績に基づいた利用料金収入見込額を設定した上で指定管理料上限額を積算することとした。
150	要求基準とその測定方法について	要求基準である年間入場者数100,000人を每期概ね達成しているにも関わらず、利用料金収入は年々減少している。福井市はこの要求基準を、駅前のにぎわい創出効果を図るうえでの指標として、受付前のセンサーでカウントした人数を要求基準の測定方法としているが、利用者数の増加、ひいては利用料金収入の増加という施設の運営自体の目標をも達成するために、実際にチケットを購入し施設に入館した人数も要求基準に加味すべきである。	要求基準の測定方法について、第1期は主に受付前のセンサーでのカウントをもとにしていたが、第2期では有料ゾーンの施設利用者数に変更した。これにより、第2期の要求基準は、1～2年目を5万人、新幹線開業後の3～5年目を6万7千人とした。
151	月次の報告事項と仕様書との整合性について	月次の報告事項につき、予め仕様書の中で定められているが、実際は福井市と指定管理者が事前に協議した内容をもって報告がなされていた。仮基本協定書第9条1項では「仕様書の内容変更については、管理運営に多大な影響を与えない範囲において、市と指定管理者との協議の上、行うことができることとし、変更について双方が合意した場合は、仕様書を変更するものとする。」とあり、福井市と指定管理者との協議を行い、双方が合意した場合には変更が認められているが、この場合においても仕様書のどの項目を変更したものが、変更履歴や変更後の仕様書を残すことが望ましい。	仕様書の項目を変更した場合には変更履歴及び変更後の仕様書を残すこととした。
151	報告書の受領方法と受領印について	指定管理者は福井市へメールで報告を行っており、福井市は添付されたデータを印刷し報告書ファイルに綴っているのみで、いつ報告書を受領したのか不明であるものが存在した。メールの日付にて期限内に報告が行われているとのことであるが、所属モニタリング、第三者モニタリングにおいて事後的に報告日を確認するために、当該メールを印刷したのも同様にファイルに綴り、福井市は受領印を押して管理することが望ましい。	データを印刷した際、受領印を必ず押すこととした。
151	年間パスポートの会計処理	当該施設は年間パスポートを購入すると、発行日から1年間施設を利用することが可能であり、指定管理者はこの年間パスポート収入を販売した期の収入として計上を行っている。この会計処理である場合、年間パスポートを多く販売した翌年に年間パスポートの利用者数が増加すると、翌年における利用者数は増加するにも関わらず利用料金は発生しない結果、利用者数と利用料金の関係がその分薄れてしまうこととなる。また、仮に指定管理者が変更となった場合には、年間パスポートの利用者に関する収入は、新しい指定管理者に帰属しないこととなる。このような問題が起こらないためにも、年間パスポートの収入を、月割りなどの按分基準を設け、販売した期は収入に計上し、翌期分は前受処理を行い、翌期の収入に計上することが望ましい。	年間パスポートは、年間入場者数の目標を達成する取組の一つで、指定管理者が自ら提案し、市が承認のうえ実施している。 期をまたぐことによる利用者数と利用料金の関係については、仕組みを承知した指定管理者からの提案によるものであり、会計処理も自ら判断して行っている。 今回の意見については、運営状況等を鑑みながら合理的な会計処理等について指定管理者と協議する。 なお、指定管理者が変更となった場合には、年間パスポート購入者が引き続きサービスを利用できるよう引継ぎ事項として仕様書に明記した。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
155	指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度を導入した結果、稼働率は導入前よりも高い稼働率を維持できており、指定管理導入の成果はあったといえる。利用者数について、平成28年度から減少傾向となっている。すでに要求基準は満たしているものの、目標としての利用者数の値も設定する方が望ましい。 なお、稼働率の計算上は、一人の利用でも稼働としており、施設のキャパシティとしては、さらなる利用促進が可能である。	利用者数の目標値については、各団体等における参加人数の増減が影響することがあることから施設稼働率に重点を置き、利用人数のアップを図ってきたところである。現在、本施設は令和2年度末の閉館に向けて事務作業を進めている。
155	指定管理者制度の導入について	当該施設は、勤労者のための研修施設であり、技能団体の使用が優先となっており、自主事業を計画的に実施することができない状況である。また、インターネットによる施設予約も利用できず、利用の予約については指定管理者が書類で管理をしている状態となっており、事務効率も図れていない。 指定管理者の収支が黒字化できておらず、そもそも、公の施設について指定管理者制度を導入する必要があったのかについて疑義がある。 指定管理者制度を導入することで、民間ノウハウを活用し、効率的な運営を予定するのであれば、指定管理者制度導入の検討段階において、慎重に対応する必要があった。	指定管理者制度は、効率的で効果的な施設の管理運営を目的として導入している。本施設の指定管理者では、自主事業の計画的な開催に向けて、技能団体との調整を創意工夫を凝らしながら行ってきた。また、空き状況のネット確認と申請書による予約方法については、オンラインを苦手とする利用者を公平に受入れることができ、幅広い年齢層の利用に繋がっていると考えている。令和2年度末をもって施設の機能は廃止となるため意見への対応は特に行わないが、こうした取組は、施設の高い稼働率の維持へと繋がっており、制度導入について一程度の成果があったものと考えている。
156	所管課について	当該施設は、技能団体に使用料を減免している関係などから、利用料金が限られ、利用料もあまり見込めないということから非公募方式により指定管理者が選定されている。今後は、機能廃止の方向で進んでいるものの、施設の有効活用という点では、施設活用推進課が担当となり、施設の目的を見直し、利用範囲を広げることでより利用料の確保を図ることで、公募方式での活用の方向性などを見出すことも可能である。	現在、予定通り、令和2年度末の閉館に向けて事務作業を進めている。
156	事業報告書の期日について	平成30年度の事業報告書において3月31日付の収受印が押印されていた。実際の収受日は5月であるが、出納処理の関係から3月31日の収受印としているとのことであった。しかし、収受印については、実際に書類が提出された日で管理をしなければ、期日どおりに提出されているのかどうかについて、後日客観的に確認することができなくなる。そのため、収受印については、実際の収受日で押印を行うべきである。	今年度は、上半期事業報告書、四半期収支状況報告書、月次利用状況一覧の収受事務において、適切に収受を行った。 今後も、収受印の果たす意味合いをしっかりと理解をして、事務作業に取り組んでいく。
156	修繕費用の負担について	現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直すべきである。	令和2年度末の閉館に伴い現協定書についても協定期限が満了することから協定書の見直し等は特に行わないが、協定書の規定どおり適切に処理を行う。
157	ホームページの保守管理について	研修センターのホームページのリンク先について、福井市の所管課を含め、研修施設の代替施設のリンク付けをするなど、改善を図る必要がある。	研修センターのホームページのリンク先について、市所管課であるしごと支援課及び市の施設一覧のページを追加し、利用者への情報提供について拡充を図った。

意見の概要		対応状況又は今後の方針等																													
頁	項目	内容																													
161	指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度を導入した結果、当初そば打ち体験の鉢数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。しかし、第3期の指定管理期間（平成28年度から令和2年度）に入ってから、大きく減少し、指定管理者制度導入前を下回る結果となっている。																													
161	指定管理者制度導入の成果と要求基準	現在の要求基準（そば打ち体験の鉢数1,600鉢以上、地域特産農産物の販売品目50品目以上/年、普及活動年2回以上）は適切であるが、レストラン事業の要求基準（来客数や売上高）もあってよい。 また、当該施設の設置目的である「地域の活性化及び地域産業の振興」を示す成果指標があると良い。具体的には、みやま在来種のそばの作付面積や地元での飲食、物販産業の売上高などが候補となる。指定管理者へ要求基準として示す指標ではないかもしれないが福井市として把握し、目標とすべき指標である。																													
161 162	インセンティブと成果について	指定管理者がNPO法人ということもあり、金銭的なインセンティブはそれほど求められていないが、ある程度の金銭的なインセンティブがなければ、指定管理者制度は持続できない。利用料金や納付金（指定管理料）の設定においては、常に指定管理者にインセンティブがあるかどうかの視点を持つ必要がある。																													
162	指定管理報告について	事業報告について、平成28年度の報告が平成29年6月30日に、平成29年度の報告が平成30年6月20日に、平成30年度の報告が令和元年6月12日にそれぞれ報告されており、期限後報告となっている。その理由として会計事務所から最終数値が遅れるためとの回答であった。事業報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。																													
162	指定管理報告について	事業報告書における収支報告書が以下の形式となっている。 <table border="1" data-bbox="465 1077 1214 1276"> <thead> <tr> <th rowspan="2">月</th> <th colspan="2">本業務</th> <th colspan="2">自主事業</th> </tr> <tr> <th>収入</th> <th>支出</th> <th>収入</th> <th>支出</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>...</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> <td>〇〇</td> </tr> </tbody> </table> <p>これでは、どのような費目で計上されているかがわからない。一般的な収支（又は損益）計算書の様式にて提出を求める必要がある。なお、四半期報告では一般的な様式で報告が実施されており、所管課は四半期報告の累計値により詳細な支出を把握している。</p>	月	本業務		自主事業		収入	支出	収入	支出	4月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	...					3月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇
月	本業務			自主事業																											
	収入	支出	収入	支出																											
4月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																											
...																															
3月	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																											
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇																											
		第3期の指定管理期間、そば打ち体験の鉢数は減少しているが、令和元年度にはそば大学や親子そば打ち教室を開催する等、目標達成に向けての努力は見られた。令和2年度は、空調設備に不具合があり、新型コロナウイルス感染症対策が不十分であるため、7月より当面の間、そば打ち体験等を休止している。そば打ち体験の特性上、密を避けることが難しく、再開の目途が立たないため、要求基準を達成することは厳しい状況である。 当該施設については、施設マネジメントアクションプランの方向性に基づき、令和2年度末の機能廃止を予定している。 第2期の指定管理期間の収支は収入が支出を上回っていたため、第3期の指定管理期間についても納付金を設定した。当該施設については、施設マネジメントアクションプランの方向性に基づき、令和2年度末の機能廃止を予定している。 令和元年度の事業報告書は、事業完了後2か月以内に提出するよう指導した結果、令和2年5月29日に提出されている。令和2年度の事業報告書についても、事業完了後2か月以内に提出するよう指導する。 令和元年度の事業報告書は、一般的な収支計算書の様式で作成するよう指導した結果、同様の様式で提出されている。令和2年度の事業報告書についても、同様の様式で提出するよう指導する。																													

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
162	利用者満足度調査について	利用者満足度調査について、調査は実施しているが、集計報告が実施されていない。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。調査の結果と集計し、事業報告書に適切に記載する必要がある。	利用者満足度調査の結果を集計し、令和元年度の事業報告書に記載するよう指導した。令和2年度についても、利用者満足度調査の結果を集計し事業報告書に記載するよう指導する。
163	備品管理について	旧美山町から引き継いだ際の備品一覧表の整理ミスと考えられる。このようなことがないように、現物、仕様書の備品一覧、福井市のシステムから出力される備品一覧表の相互の照合を指定管理期間の最初に実施する必要がある。	備品一覧表と当該施設の備品現物を照合し、確認作業を行った。指摘のあった備品について、備品台帳に登録した。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
167	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市SSTランド)	指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。	指定管理者の選定の際、要求基準は募集要項の内容であるので、追加にあたっては、再度公募する必要がある。
168	指定管理者の意見とインセンティブについて (福井市SSTランド)	長年指定管理者として運営した者の意見には参考とすべき点が多い。上記の3つの意見を大きくまとめると「福井市SSTランドが現状のままあり続けることは難しい」であるが、裏を返せば「見直すべき点を見直せば十分活用できる」である。10年間の期間がありながら、方針変更が出来なかった理由について、包括外部監査としては「条例や仕様書による運営の硬直化」にあると考える。例えば、利用料金は福井市と指定管理者との協議で決定することとされているが、上限は条例により定められている。この上限が、ほぼ実際の料金と同じであり、事実上機動的な対応は出来ない状況である。例えばバンガロー施設の1泊の利用料金の上限は13,370円であるが、実際に利用料金は13,000円である。値上げ余地は370円しかない。対応として考えられるのは、環境の変化に対する条例の機動的な改正もしくは上限値をある程度高めに設定するかであろう。	福井市施設マネジメントアクションプランにおいて、当該施設は集約化(廃止)の対象となっており、現在民営化に向け、地元と協議中である。
168 169	指定管理者の意見とインセンティブについて (福井市SSTランド)	指定管理者にとっての収支状況みると、平成30年度は大幅な赤字となっている。また、平成29年度以前もほとんど利益は計上されていない状況であった。平成29年度まで10年間施設を運営していた指定管理者は、平成30年度から始まる第3期指定管理期間への参加を見送っている。直接話を聞いたわけではないため推測になってしまうが、指定管理者へのインセンティブが低かったことが一因であったと考えるべきである。結果として平成30年度以降は非公募により公益財団法人福井市ふれあい公社が指定管理者となり、公的機関としての性質が強いことから民間運営とはいえなくなっている。 金銭的なインセンティブ以外では、指定管理者の意見を取り入れることもインセンティブにつながる。前指定管理者が意見として残したものは、対応が困難であったため結果として指定管理者の要望に応えられなかったものである。指定管理者制度を継続し成果を上げていくためには指定管理者にとってのインセンティブを確保する必要がある。	福井市施設マネジメントアクションプランにおいて、当該施設は集約化(廃止)の対象となっており、現在民営化に向け、地元と協議中である。
169	指定管理報告について (福井市SSTランド)	平成30年度の第4四半期の事業報告が5月31日付受領となっており、期限から1か月遅れとなっていた。また、平成28年度、平成29年度について、上半期事業報告書がなかった。事業報告、業務報告について、仕様書及び協定書どおりに提出することが必要である。平成28年度、平成29年度の月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。期限を設けて報告を求めている以上、報告受領時には受付印を押印する必要がある。	担当者の認識不足により、協定書及び仕様書に基づく書類の受領が行われていなかった。すでに改善済みであり、適切な時期に各書類の受領が行われており、受付印を押印している。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
169	修繕費用の負担について (福井市SSTランド)	平成28年度、平成29年度は90万円を大きく超えているにもかかわらず、協議の上指定管理者が負担している。協定書では福井市が負担することになっており、協定書どおりの運用となっていない。協定書どおりの運用とするか、協定書を実際の運用に合わせて修正する必要がある。	修繕費が90万円を超えた場合の指定管理者の負担については、協定書を実際の運用に合わせて修正する。
173	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市リズムの森)	指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものであり、指定管理者の努力によるものといえる。一方で利用料金は一旦増加したものの、現在は減少傾向にある。指定管理者制度の導入目標の一つは福井市にとってのコスト削減である。長期的に考えれば利用料金の拡大は指定管理料の縮減につながるため、コスト削減に貢献する。要求基準に利用料金の目標値があることが望ましい。	指定管理者の選定の際、要求基準は募集要項の内容であるので、追加にあたっては、再度公募する必要がある。
173	インセンティブと成果について (福井市リズムの森)	平成30年度から始まる第3期指定管理期間の公募には第2期の指定管理者は応募していない。辞退した理由は運営ノウハウがなかったためという理由であるが、平成29年度まで毎期赤字であったという点も大きいと考えられる。また、指定管理料が増額されたためとは直接言えないが、平成30年度は利用者の減少に歯止めがかかっている。指定管理者に適切なインセンティブがなければ、指定管理者制度は持続できないため、利用料金や指定管理料の設定においては、常に指定管理者にインセンティブがあるかどうかの視点を持つ必要がある。	福井市施設マネジメントアクションプランにおいて、当該施設は集約化(廃止)の対象となっており、現在地元関係者と施設の今後の方向性について協議中である。
174	指定管理報告について (福井市リズムの森)	平成30年度の上半期報告について、実施されていなかった。四半期報告について、平成28年度、平成29年度は提出がなく、平成30年度は第2四半期分しか提出されていなかった。また、月次報告について、平成30年11月から平成31年3月の月次報告書がなかった。これは、開園期間ではなかったためと考えられる。総論でも記載しているが、真に必要な報告のみを要求すべきであり、閉鎖期間中は設備の保全状況などのみ求めるなど柔軟な対応が必要である。	担当者の認識不足により、協定書及び仕様書に基づく書類の受領が行われていなかった。施設の閉園期間であっても、契約期間の施設管理状況を確認するためにも、必要であると判断をしている。すでに改善済みであり、適切な時期に各書類の受領が行われている。
174	指定管理報告について (福井市リズムの森)	平成28年度、平成29年度及び平成30年7月、8月分の月次報告について、福井市の受付印が押印されていなかった。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである	担当者の認識不足により、各書類の受領時に受付印の押印が行われていなかった。すでに改善済みであり、各書類の受領時には受付印を押印している。
174	満足度調査について (福井市リズムの森)	平成30年度において満足度調査が実施されていなかった。この点について福井市のモニタリングにおいても指摘されている。指定管理施設が適切に運営管理されているか、また、今後どのような施設としていくべきかを考えるうえで満足度調査は有効である。毎年実施していく必要がある。	令和元年度からアンケート等を実施するように指示し、その結果を施設運営に活かすように指導している。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
178	指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度を導入した年度は、要求基準で想定していた以上に、利用者数は大きく伸びたものの、その後は、要求基準で求められている年3%の増加は達成できていない状況である。指定管理者がさまざまな努力をしていることは、事業報告等からうかがうことはできるが、福井市との協力体制や朝倉氏遺跡との連携などをより積極的に図り、さらなる利用者数の拡大を図るよう福井市として指導していくことが必要である。	令和2年度より指定された新指定管理者に対し、利用者数拡大に向け、地域特産品や地場産野菜などの商品拡充、集客イベント開催などに積極的に取り組むよう指導した。今年度は、体験教室や来場者プレゼントなどにより集客を図った。
178	自主事業の収支報告について	協定書に基づく報告が実施されていないことだけでなく、自主事業の収支は指定管理料の算定においても重要な指標であることから、指定管理者に協定書に基づく書類の提出を求めることが必要である。なお、経費の区分等の関係から、本業務と自主事業との区分ができない場合などの状況においては、合理的な按分計算を指定管理者に要求したり、協定書の見直しを図ったりするなど、臨機応変な対応が必要である。	新指定管理者に説明し、協定書に基づいた報告及び本業務と自主事業の収支の区分を要求し、適正な報告を得ている。
178 179	次年度事業計画書等の提出について	平成30年度の事業計画書が提出されたのは、平成30年2月13日となっており、協定書の提出期限が守られていなかった。協定書に基づく提出期限の遵守を指定管理者に徹底するとともに、協定書の期日が、計画算定上早期すぎるなど実態にそぐわない場合には、協定書の期日を見直すなどの対応が必要である。 また、当該事業計画書に添付されている収支予算において、物産品販売の売上仕入比率が正確な数字で表現されていない状況であった。指定管理者が提出する経理資料につき、異常が見受けられた場合には、福井市としても適時適切に指定管理者に修正等の指示を行い、本施設の管理運営が適切に実行されていることを確認できるようにしていくことが必要である。	新指定管理者との協定書では、実態に合わせ、事業計画書の提出期日を前年度の10月末から1月末に見直している。あわせて、各種提出書類の提出期限を順守するよう指導し、期限内に提出を受けている。 また、提出された収支予算書などの経理書類について非現実的な金額や誤りがあった場合は、修正再提出の指示をしている。
179	自主事業の内容について	協定書における指定管理の業務内容が不明瞭である結果、自主事業なのか、指定管理の本業務なのかわかりにくい状況となっている。上述の自主事業の収支を正確に把握するうえでも、業務内容を協定書により明確化して規定することが必要である。	講評のとおり、協定書では不明瞭な部分や明確化されていない業務がある。業務内容の変更は、指定管理料の算定に影響するため、次回契約更新の際に協定書の内容を変更し、業務内容を明確化する。
179 180	修繕費用の負担について	現状協定書どおりの運用が実施されていないことから、今後、協定書に基づいて、修繕費の精算を毎年度実施する運用の徹底を図るか、もしくは、実態に応じて、協定書の記載内容を見直すべきである。	上限額を超えた修繕について、協定書では市が負担するとされているが、実態では指定管理者の負担となっていたため、実態に応じて協定書の記載内容を変更する。
180	収支決算報告について	収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	新指定管理者に対し、正確な収支報告書を要求し、疑問が生じた数字については詳細を確認している。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
180	指定管理料の積算について	指定管理者に業務を委託するにあたり、当該業務に必要不可欠な主たる経費については、指定管理料の積算において、網羅的に反映をすべきである。また、広報費については、努力の範囲でまかなうものとの考えもあるが、積極的なPR活動のための費用も積算に反映することが必要である。	広報費を含めた必要な経費を指定管理料の積算に反映させる。
180	修繕の実施状況について	三連水車については、本施設の見どころでもあるものの、高額な修繕費用がかかる状況において、今後の管理をどうするのかについて検討が必要である。また、橋の補修については、利用者が使用することが想定されるため適時に補修し、利用者に危険が及ばないようにすることが必要である。	三連水車については、更新の方向で検討を進めていく。床版橋については、本年度に、改修及び撤去工事を施工し、利用者の安全を確保した。
181	労働管理について	有給休暇については、正社員のみならず、アルバイト社員においても、要件を満たす場合には、付与することが必要である。専門家とも密に相談し、適切な労働時間管理の徹底が必要である。	新指定管理者の就業規定を確認し、法令に基づいて年次有給休暇が付与されていることを確認した。
181	情報管理ポリシーについて	情報管理については、個人情報も含む重要な管理事項であり、指定管理者として、マニュアルの策定・改訂に加え、従業員等に対する定期的な研修等を通じた周知が必要である。	新指定管理者の個人情報保護に関する規定を確認した。また、指定管理者と従業員が、『個人情報の取り扱いに関する誓約書』を交わし、適正に管理していることを確認した。
182	現金管理について	日々の現金管理においては、複数人が関与する内部統制を構築することにより、間違いがないようにすることが重要である。また、当該複数人の関与については、後日、第三者が確認することができるように形式的にも残しておくことが重要である。 また、販売代金については、利用者の利便性を考慮すれば、全国的にもクレジット、電子マネーの使用頻度は増加していることから、早急に対応できる状況を確保することが必要である。	現金管理について、複数人で確認できる体制づくりと記録を指示している。 PayPayなど6種の電子マネーが利用可能なシステムに更新した。
182	経理について	協定書に規定されているとおり、指定管理者側において経理に関する規程を整備・保管しておくことが必要である。なお、経理に関する規程以外のもので、代替しても可能な場合には、協定書における記載の仕方を変えることも検討することが必要である。	新指定管理者に経理に関する規定の作成を依頼し、整備されていることを確認した。
182	備品管理について	備品の良好な管理のためには定期的な現物確認が必要である。当該現物確認が確実に実行されるために、備品シールの添付による備品一覧表と現物との1対1の対応が明確化できる状況を確保することが必要である。また、Ⅱ種についても、備品台帳を適切に作成更新し、備品として管理すべき対象を明確化することが必要である。	新旧指定管理者の引継ぎ時に、すべての備品を確認し、備品シールを添付した。今後、定期的に備品確認を行う。 Ⅱ種備品（指定管理者備品）台帳の作成を指示し、受け取った。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
186	指定管理者制度導入の成果と要求基準	<p>指定管理者制度を導入した結果、利用者数は大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、積極的に学習会等を実施したことなどによるものであり、指定管理者の努力によるものといってよい。</p> <p>ただし、利用者数には治水に関する知識を得ること以外を目的とした来館者も含まれている。例えば、学習会（親子実験教室）の参加者で治水に関する講義には興味がない方や、放課後に治水に関する勉強を目的とせず遊びに来た児童などが含まれる。これらの来館者も、治水記念館の知名度を高め、治水に関する知識の普及の入り口とするという意味では重要であり、それらを含めた利用者数にも一定の意味はあると考えるが、記念館設置の目的である治水に関する知識の普及の効果がどの程度あったかを測ることは難しい。</p> <p>現状の要求基準に併せて、治水に関する知識獲得を主目的としない利用者を除いた利用者数や、学校・団体などの誘致数などを成果指標とすることが望ましい。また、④に後述するとおり、利用者に対するアンケートを積極的に実施し、治水に関する関心の程度、展示・情報に対する評価などを指標とすることも考えられる。</p>	<p>親子工作実験治水教室では、冒頭に家族で治水や防災について身近に親しんでもらいながら学べる治水・防災講座を設けている。また、放課後に遊びに来た児童に対しても職員が治水等に関する話をしている。治水等に関する知識が自然と身についたり興味や関心を持つきっかけとなっており、設置目的の知識の普及は図られていると考えている。当施設は令和2年度末に閉館予定である。</p>
186 187	指定管理報告について	<p>受付印は書類の受領の事実を記録するものであり、実際の行為日の日付により押印するべきである。</p> <p>なお、月次報告については、福井市の受付印が押印されていない。報告受領時には受付印を押印するようにすべきである。</p>	<p>報告書等の書類の受領において、実際の受領日で受付印を押印するようにした。また、月次報告も受付印を押印するようにした。</p>
187	本社経費について	<p>本社事務費は、本社人件費などであり、指定管理業務に係る事務処理費用が含まれる一方で、指定管理業務に直接的に関係しない費用なども含まれる。</p> <p>指定管理業務の収支報告に計上する費用は、直接的でありその額が明確な基準をもって算出できるものに限定すべきである。</p> <p>なお、現状の指定管理料の見積りにおいては本社経費を見込まず算出しているが、本社経費であっても真に指定管理業務に必要となるものはその積算に含めることが必要である。</p>	<p>法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。</p> <p>指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。</p> <p>また、収支予算書と収支実績報告書を比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。</p> <p>なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
187 188	満足度調査について	<p>学習会を対象としたアンケートについて、治水に関する質問は含まれているものの、そのアンケートだけをもって、治水記念館全体の利用に関する満足度を測ることは難しい。一方で、一般利用者向けのアンケートは回収率が著しく低く、現状では活用が難しい。</p> <p>利用者は、学習会（親子実験教室）、団体（学校など）、一般に分類され、それぞれ利用の目的、仕方が異なると考えられるため、それぞれの満足度が測れるような方法で調査を実施すべきである。</p> <p>少なくとも、一般利用者向けのアンケートを主軸とし、積極的にアンケート用紙を配付することなどが考えられるが、アンケートから得られる情報の有用性を認識し、満足度調査の実施方法を見直すことが必要である。</p>	<p>利用者ごとの満足度が測れるよう、親子工作実験治水教室（学習会）の参加者、団体利用者、一般利用者ごとにアンケートを作成した。当施設は令和2年度末に閉館予定であるが、閉館まで積極的にアンケート用紙を配付・回収し、今後の治水に関する知識の普及に活用していく。</p>
188	第三者モニタリングについて	<p>閉館予定であっても指定管理者が適切に管理を行っていたかを評価することは必要であり、ガイドラインに従って第三者モニタリングを実施することが適切である。</p>	<p>次期指定管理者の選定を予定していないこと、また指定管理期間の残存期間を踏まえると事業取組への反映効果が低いことから、当該施設においては、第三者モニタリングを実施しない。</p> <p>ただし、今後は閉館予定の施設であっても、施設マネジメントアクションプランでの施設の方向性や指定管理の終了予定年度なども踏まえ、事業取組に反映できるよう、第三者モニタリングの実施時期を設定し、実施していく。</p> <p>なお、指定管理者が適切な管理運営を行っていたかについては、所属モニタリングにおいて、業務内容や職員配置等について仕様書や事業計画どおり行われていたか確認し、評価を行う。</p>
188	事業の今後について	<p>気候変動により全国的に水害の危険性が固まっており、特に水害の多い福井市においては、治水及び水害への備えに関する意識付け、知識の普及の重要性は一層高まっているものと考ええる。その中で治水記念館は閉館の方向性となっているが、記念館というハードは廃止となったとしても、治水に関する知識普及の活動というソフトの活動が重要であり、機能集約先である防災センターを中心に今まで以上に推進していくことが必要である。</p> <p>また、過去30年近くに亘る治水記念館の業務により蓄積した資料、情報、ノウハウも非常に重要であり、何らかの形で記録又は知識として残し伝承し、今後の事業を劣化させることなく実施していくことが必要である。</p>	<p>令和2年度末の閉館後、本施設の展示物の一部を防災センターに移設し、展示物の説明や本施設のこれまでのあゆみを記録として残すことで、治水に関する知識の普及に継続して取り組む。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
192	指定管理者制度導入の成果と要求基準	指定管理者制度を導入した結果、利用者数は平成28年度をピークに大きく伸びており、その意味では成果があったといえる。これは、自主事業の実施などによるものもあり、指定管理者の努力によるものといってよい。要求基準も満たしている。 利用料金についても利用者数と比例して増加しており、比較的安定的に運営ができてい る。今後も年を通して利用者数を増加させる取組みや対策を行い、利用料金を拡大し、ひ いては福井市の指定管理料の縮減を目指すべきである。	令和2年度が第3期指定管理期間の最後の年度となっており、次期指定管理に向けての準備を行っているところである。 その中で、指定管理料の積算においては、現在の要求基準である年間利用者数13万8千人を14万人に設定して積算を行っている。 しかし、施設の規模から入場者数の増とするにも限界があり、安心して利用できる範囲を超えてしまう恐れもあることから、今後は自主事業の料金見直しや、それに見合う利用者満足度の向上に努めながら、利用料金を拡大し、指定管理料の縮減を目指す。
192	利用者満足度調査の結果報告について	仕様書では利用に関する満足度調査につき、少なくとも毎年1回実施することとあり、利用者満足度調査の結果を事業報告書において報告することと定めているが、指定管理者は利用者満足度調査を実施するものの、事業報告書で報告を行っていなかった。利用者へのサービス向上に資するため、利用者満足度調査の結果は仕様書に基づき事業報告書において報告すべきである。また、報告された利用者満足度調査の結果について、福井市は利用者の世代や満足度、今後の在り方等の分析を行うことが望ましい。	満足度調査結果について、平成30年度においては、指定管理者から事業報告書にて報告が行われていなかったが、令和元年度には仕様書に基づき報告され、改善がなされた。 調査結果については、内容の分析を行い今後の運用に活用していきたい。
193	修繕費の負担について	実績を見ると、指定管理者の負担である500万円に近似しており、平成29年度、平成30年度に至っては500万円丁度の金額となっている。現場での資料を確認すると、年度の最後に行う修繕において予算の余り分を考慮し、業者と調整して500万円丁度にするように見積書、請求書を出していた。 修繕費の予算の上限や足りなかった場合の返還条項を決定すると、修繕すべき箇所について適時適切に対応できなかったり、必要のない修繕に予算を費やしたりと指定管理者の運営や、利用者の利用において問題が生じる可能性がある。予算にとらわれずに利用者の観点から、修繕が必要な箇所については適時適切に修繕を行うべきである。	修繕費の上限や残余金の返還条項は、指定管理者が必要な修繕を適切に行うことに結びついていると考えている。 今後は、施設を安心して利用していただけるよう、指定管理者と協議し、適切な予算管理を行いながら、市の行う修繕と併せ指定管理者においても適宜修繕を行っていく。
193	備品台帳の整備と現物の管理について	福井市が貸与している備品（I種備品）について、備品台帳にて管理を行うこととなっているが、指定管理者は定期的な現物確認の実施基準を設けていなかった。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品について財産処分の手続きがなされておらず備品台帳に上がり続けているものが存在した。 福井市が貸与している備品を指定管理者が適時適切に把握し、貸与備品の管理に関して福井市と指定管理者との間で認識の相違が発生しないように、少なくとも毎年1回は備品台帳と現物の一致を確認し、備品台帳を整備すべきである。また、壊れており今後も使用が見込まれない備品については適時に福井市に報告を行い、財産処分の手続きを行うべきである。	今回の指摘を受け、備品台帳と現物との突合せを行い、破損しているものについては廃棄し、既に現物が存在しないものを含めて、備品台帳の整理を行った。 今後は、モニタリング（年2回）において備品管理のチェックを徹底していきたい。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
194	本社経費の負担及び指定管理料の積算について	<p>実績を見ると、平成30年度の事務費の数値は平成28年度に比べ約1千万円増加しており、これは、指定管理者の退職給付引当金繰入が大幅に増加した影響によるものである。本社経費負担分が上記のように大きく増減することは一般的に考えられ難いものであり、無制限に認めてしまうと収支実績の歪みに影響が及ぶことになりかねない。</p> <p>また、指定管理料の積算の際に、支出の合計に10%を乗じた金額を本社経費として見積もっているが、過去の経緯から当該パーセンテージを用いており、明確な根拠は見られなかった。不明確な根拠が介入した積算では指定管理料の算定結果にも少なからず疑問は生じ、その影響を排除するためにも本社経費を除いた過去の実績や実績平均にて算定することが望ましい。</p> <p>本社経費負担分について、明確な基準やある程度の幅を設け、さらには指定管理料の算定根拠には含めるべきではない。</p>	<p>法人においては、当該施設で直接発生する経費とは別に、本社等の総務や企画、経理等の経費が発生しており、この中には指定管理業務を行うのに必要な経費があると考えられることから、次のとおり対応する。</p> <p>指定管理者が、指定管理業務を行うのに必要な経費として本社経費を計上する場合、収支予算書及び収支実績報告書に内訳と積算根拠を示すよう、仕様書に規定することとした。</p> <p>また、収支予算書と収支実績報告書を比較し、決算時になって、予算書では予定していなかった経費が会計処理されていないか、積算根拠の整合性はとれているかなどについて確認するよう、「指定管理者制度事務処理マニュアル」に規定した。</p> <p>なお、指定管理料の上限額の積算に本社経費を含めることの必要性については、収支予算書や収支実績報告書で計上された本社経費の内容を確認し、金額の妥当性も考慮した上で施設毎に判断する。</p>

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
199	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市児童館(くりのみ児童館を除く25施設))	児童福祉法第40条による設置目的を踏まえると、児童館は利用者に対して利用促進を促す施設ではなく、児童に対して「健全な遊び」を提供する施設である。つまり、利用者数によって施設の存在が左右されるものではなく、例えば、公園のような地域福祉活動の拠点施設として必要な存在である。要求基準を求めること自体が設置の目的、施設の在り方に照らして適切ではない。 なお、少子化を含め社会環境が大きく変動する中、要求基準に記載されている利用者数は少なくとも何年もの間、変更がなされていない。要求基準で利用者数を記載するのであれば、少なくとも、近隣小学校の生徒数を含む周辺の地域事情を適切に把握した上で然るべき利用者数を決定すべきである。	児童館は原則無料で、0歳から18歳未満の児童が自由に遊べる施設であり、成果を求める事業ではない。指定管理者制度を導入しているため、成果判断が必要となるが、客観的に数値で判断できる基準は、利用者数しかない現状である。 本市の児童館は、学童保育事業での利用が大部分を占めており、広域的な利用ができる施設となっていないため、複数の小学校区児童館を利用者基準に反映させることは困難である。 また、地区によって状況が異なり、館ごとに利用者基準を設定することは困難であるため、従来どおり、過去の平均利用者数を基に要求基準を設定する。
199 200	修繕費の報告について (福井市児童館(くりのみ児童館を除く25施設))	指定管理者において、管理する施設が多数であることから施設ごとに収支明細を作成の上、指定管理者の本部、福井市へ報告が行われている。しかしながら、その収支における詳細までは報告がなされていない。 指定管理における運営状況のモニタリング、適切な施設管理の観点から施設における報告事項は網羅的に報告すべきである。	児童館指定管理業務における修繕は、各館で発注するものと、指定管理者で発注するものがある。年度末実績報告書において、各館で実施した修繕については、年間合計金額のみの報告であったため、修繕内容及び発注先業者名も併せて報告することとした。指定管理者が実施した修繕については、従来から金額等の内訳詳細報告がなされていたが、業者名についても報告することとした。
200	ホームページの更新について (福井市児童館(くりのみ児童館を除く25施設))	ホームページは重要な情報発信手段であり、特に放課後児童会を利用する利用者層にとって重要な情報源である。施設運営の実態が変更されれば、ホームページも速やかに更新されるべきである。	指摘箇所については修正済み。 ホームページについては、随時更新をするとともに、月1回は掲載内容についてチェックする。
204	指定管理制度導入の成果と要求基準 (くりのみ児童館)	児童福祉法第40条による設置目的を踏まえると、児童館は利用者に対して利用促進を促す施設ではなく、児童に対して「健全な遊び」を提供する施設である。つまり、利用者数によって施設の存在が左右されるものではなく、例えば、公園のような地域福祉活動の拠点施設として必要な存在である。要求基準を求めること自体が設置の目的、施設の在り方に照らして適切ではない。 なお、少子化を含め社会環境が大きく変動する中、要求基準に記載されている利用者数は少なくとも何年もの間、変更がなされていない。要求基準で利用者数を記載するのであれば、少なくとも、近隣小学校の生徒数を含む周辺の地域事情を適切に把握した上で然るべき利用者数を決定すべきである。	児童館は原則無料で、0歳から18歳未満の児童が自由に遊べる施設であり、成果を求める事業ではない。指定管理者制度を導入しているため、成果判断が必要となるが、客観的に数値で判断できる基準は、利用者数しかない現状である。 本市の児童館は、学童保育事業での利用が大部分を占めており、広域的な利用ができる施設となっていないため、複数の小学校区児童館を利用者基準に反映させることは困難である。 従来どおり、過去の利用者数を基に要求基準を設定する。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
204	現金出納管理について (くりのみ児童館)	現金の保管については多くのリスクを伴うため、必要額のみ保管が望ましい。少なくとも週に一度は預金への預入を行うことが望ましい。	行事の参加者実費負担分を収集した場合は、速やかに、銀行に預け入れを行うこととした。
205	施設・備品の状況について (くりのみ児童館)	備品については、Ⅰ種、Ⅱ種ともに指定管理者が年二回の確認を行っており、保管状況も良好であった。しかしながら、施設の様々な箇所において老朽化による不具合が検出されており、利用者の安全面において改善を要する。	指摘箇所については修繕対応済み。 軽微な修繕については、これまでおり指定管理料の経費内で指定管理者が対応する。利用者の安全確保に必要な修繕は、適切に実施するとともに、必要に応じて市へ修繕相談を行うよう指導した。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
210	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市体育施設)	要求基準について、平成22年度は335,434人、平成23年度は332,856人、平成24年度は299,839人、平成25年度は311,944人となっている中で、平成30年度の要求基準は決定されている。現状維持とはいえ、民間ノウハウの活用等により、サービスの拡大を図る前提においては、要求基準を保守的に設定することは、逆のインセンティブにつながる恐れもあることから、適正な要求基準の設定が必要である。 また、本指定管理施設においては、会議室の利用の管理も含まれる。しかしながら、上記の要求基準において、会議室の稼働率は協定書において、要求基準として規定されていない。指定管理者は、当該会議室の稼働率の向上にも努めていることから、当該指定管理者の管理運営の状況を適切に評価できるように要求基準の見直しを行うことが必要である。	前期と比較して今期の利用者数が増加している要因としては、指定管理者の営業努力による自主事業の充実も要因の一つなので、要求基準が低すぎたとは考えていない。 次期要求基準は、利用者が年々減少傾向にあることを踏まえると、今期の水準を維持することが適正であると考え、次期要求基準を決定した。 今期(H27～R1)：392,000人(6施設) → 次期(R2～R6)：550,000人(10施設) また、次期要求水準には、会議室の利用者数も含まれており、稼働率の向上に繋がるものと考えている。
210	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市体育施設)	要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて、協定書で明記する必要がある。	今期の基本協定書には、要求基準は個別仕様書に定めるとあったが、実際には仕様書ではなく「個別票」で定めていた。次期指定管理業務仕様書では、仕様書に要求基準を明記した。
210	事業計画書の提出期限について (福井市体育施設)	平成30年度の事業計画書については、平成30年4月1日付(收受印)で福井市に提出されており、協定書どおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成30年3月31日までに收受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。	平成30年度の事業計画書は、実際には年度が切り替わる前までには提出されていたが、担当者の認識不足により、年度の初日に受付・処理するものとしていた。今後は適正に処理する。
211	満足度調査の結果について (福井市体育施設)	アンケートに基づく利用者満足度調査は、非常に重要な情報であり、利用者拡大につながる対策を講じていくうえで、当該情報を集計・分析することは必要である。そのため、指定管理者における利用者満足度調査の結果の報告内容について、分析を追加するなど、報告内容のレベル向上に向けた意識改革を図ることが必要である。	現在もアンケート結果では概ね「満足」との評価をもらっているが、更なるサービス向上につなげるため、アンケート内容の分析を行うよう、仕様書を変更した。
211	修繕費用の負担について (福井市体育施設)	平成30年度における修繕費実績は1,845,429円と180万円を超える状態となっていたが、超過分について福井市が負担していなかった。実態と協定書の記載とが不一致となっていることから、協定書どおりの運用を行うか、もしくは協定書の記載内容を見直すなど対応を図ることが必要である。 また、わかば・西公園テニスコートにいたっては、協定書において明記がないことから、修繕費用の負担が不明瞭な状態となっているため、協定書の記載内容を見直すことが必要である。	協定書では、修繕費が上限額を超えた場合は、市の負担とすると記載されていたが、これまでは指定管理業務内として処理されていた。実態に合わせるため、指定管理者の裁量の範囲が広がるよう仕様書を変更した。 わかば・西公園テニスコートについても、同様に仕様書を変更した。
212	指定管理者からの提出資料について (福井市体育施設)	株式会社ナイガイが主たる運用管理者ということで、決算報告書を株式会社ナイガイからのみ入手していた。NPO法人ふくいスポーツクラブも指定管理者として選定されていることから、NPO法人ふくいスポーツクラブからも、決算報告書入手する必要がある。	NPO法人ふくいスポーツクラブは施設の運用に直接は携わっていなかったため、決算報告書の提出を求めていなかったが、次の決算時から決算報告書を提出するよう指示した。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
212	備品管理について (福井市体育施設)	I種備品については、備品シールが添付されていたものの、番号が見えない状態であった。また、協定書に記載されている備品I種と指定管理者が管理している備品台帳が不一致となっていた。 備品の良好な管理のためには定期的な現物確認が必要である。当該現物確認が確実に実行されるために、備品シールの添付による備品台帳と現物との1対1の対応が明確化できる状況を確認することが必要である。そのため、備品シールが見えない状況においては、福井市に連絡のうえ、備品シールを再発行してもらい、添付しなおすことが必要である。 また、協定書に記載してある備品I種については、きちんと現物があるのか、ないのであれば、福井市のシステム出力台帳である備品一覧表の更新を早急にしてもらうことで、現物との1対1の対応が図れるようにし、現物管理が適切に行える環境を整備することが必要である。	I種備品については、老朽化で破棄または更新した物や、備品シールが旧式のままの物など、管理に不備がある状態だった。今後は、定期的に状態を把握し、適切に管理を行う。
212	収支決算報告について (福井市体育施設)	収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	収支報告書において、消費税に掛かる支出についても記載するように指示した。
213	協定書の開館日について (福井市体育施設)	西公園テニスコートについては12月～3月、わかばテニスコートについては12月と3月も利用期間を広げて指定管理施設の市民への提供を行っている。当該利用期間については、ここ数年ほぼ毎年実施しており、その都度、利用期間の変更承認手続きを行っている。実態として、利用期間について、毎年、利用が見込まれる場合には、利用期間変更申請の事務手続きの効率化の観点からも、条例の見直しも検討することが必要である。	屋外体育施設は、降雪が予想される期間(12月～3月)は利用が見込めないことから休館しているが、近年は降雪も少なく、12月や3月は利用が見込めるため、今後条例の見直しも含めて検討する。
213	協定書の記載について (福井市体育施設)	指定管理者の本部職員が経理事務を担当しており、西体育館の職員では経理処理はしていない状況であることから、協定書の記載を見直すなど、実態にあわせた協定書に変更した上で、運用していくことが望ましい。	実態に合わせて仕様書を変更した。
217 218	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市体育施設(美山地区))	要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて、協定書で明記する必要がある。	今期の基本協定書には、要求基準は個別仕様書に定めるとあったが、実際には仕様書ではなく「個別票」で定めていた。次期指定管理業務仕様書では、仕様書に要求基準を明記した。
218	事業計画書の提出期限について (福井市体育施設(美山地区))	平成30年度の事業計画書については、平成30年4月1日付(收受印)で福井市に提出されており、協定書のとおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成30年3月31日までに收受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。	平成30年度の事業計画書は、実際には年度が切り替わる前までには提出されていたが、担当者の認識不足により、年度の初日に受付・処理するものとしていた。次期からは適正に処理する。

意見の概要			対応状況又は今後の方針等
頁	項目	内容	
218	修繕費用の負担について (福井市体育施設(美山地区))	修繕費の総額が80万円を超える場合の取扱いが協定書では不明瞭な状態であり、さらに、超過分について福井市が負担したことはない状態であることから、協定書の記載内容を実態にあわせて見直すなど対応を図ることが必要である。 また、美山庭球場「ウイंक」にいたっては、協定書において明記がないことから、修繕費用の負担が不明瞭な状態となっているため、協定書の記載内容を見直すことが必要である。	協定書では、修繕費が上限額を超えた場合は、市の負担とすると記載されていたが、これまでは指定管理業務内として処理されていた。実態に合わせるため、指定管理者の裁量の範囲が広がるよう仕様書を変更した。 美山庭球場「ウイंक」についても、同様に仕様書を変更した。
218 219	指定管理者からの提出資料について (福井市体育施設(美山地区))	株式会社ナイガイが主たる運用管理者ということで、決算報告書を株式会社ナイガイからのみ入手していた。ドルフィン株式会社も指定管理者として選定されていることから、ドルフィン株式会社からも、決算報告書入手する必要がある。	ドルフィン株式会社は施設の運用に直接は携わっていなかったため、決算報告書の提出を求めていなかったが、次の決算時から決算報告書を提出するよう指示した。
219	収支決算報告について (福井市体育施設(美山地区))	収支報告書の数字は、次期指定管理期間の指定管理料の積算や指定管理者にとってのインセンティブを管理する上で非常に重要な数字となる。そのため、指定管理業務に係る収支については、網羅的かつ正確に集計報告を受けることが必要である。指定管理者に対して、適正な数字での報告の徹底を図ることが必要である。	収支報告書において、消費税に掛かる支出についても記載するように指示した。
223	指定管理者制度導入の成果と要求基準 (福井市体育施設(きららパーク))	要求基準について、個別票に明記されているが、協定書等からは、要求基準が確認できない状況であった。形式的ではあるが、個別票において要求基準を定めていることについて、協定書で明記する必要がある。	今期の基本協定書には、要求基準は個別仕様書に定めるとあったが、実際には仕様書ではなく「個別票」で定めていた。次期指定管理業務仕様書では、仕様書に要求基準を明記した。
224	事業計画書の提出期限について (福井市体育施設(きららパーク))	平成30年度の事業計画書については、平成30年4月1日付(收受印)で福井市に提出されており、協定書どおり運用されていない状況に見受けられた。実態としては、平成30年3月31日までに收受しているとのことであるが、当該事実が後日客観的に確認できるように、書類管理を行うことが必要である。	平成30年度の事業計画書は、実際には年度が切り替わる前までには提出されていたが、担当者の認識不足により、年度の初日に受付・処理するものとしていた。次期からは適正に処理する。
224	修繕費用の負担について (福井市体育施設(きららパーク))	運用上、修繕費の総額が80万円を超える場合の取扱いが協定書では不明瞭な状態であり、さらに、超過分について福井市が負担したことはない状態であることから、協定書の記載内容を実態にあわせて見直すなど対応を図ることが必要である。	協定書では、修繕費が上限額を超えた場合は、市の負担とすると記載されていたが、これまでは指定管理業務内として処理されていた。実態に合わせるため、指定管理者の裁量の範囲が広がるよう仕様書を変更した。